

平成24年度和歌山市行政評価委員会

意見書

和歌山市行政評価委員会

平成24年度和歌山市行政評価委員会による外部評価意見書

和歌山市における行政評価についての客観性の確保と透明性を高めるために、行政評価委員会において外部評価を実施しましたので、意見を添えて報告します。

平成24年10月3日

和歌山市長 大橋 建一 様

和歌山市行政評価委員会

委員長	吉村 典久
副委員長	金川 めぐみ
委員	池永 謙
委員	梅田 勝
委員	小西 里枝
委員	下村 泰彦
委員	末吉 亜矢
委員	辻 健
委員	得津 美恵子
委員	中村 達也

目 次

1 総評	P. 1
(1) 成果指標の見直し	P. 1
(2) これまで費やした事業費の把握とそれに見合った成果の検証	P. 2
(3) ベストプラクティスを探す	P. 2
(4) 国・県・庁内の縦割り行政の弊害の解消	P. 2
(5) プレゼンテーションの改善	P. 3
(6) 締め切りのないものは仕事ではない	P. 3
2 外部評価結果の概要	P. 3
(1) 外部評価結果の総括	P. 3
(2) 外部評価対象事業の評価結果	P. 4
【外部評価結果】	
平成24年度外部評価公開事業（10事業）	P. 5
(1) 防災学習センター運営管理事業	P. 6
(2) 消防水利の開発及び保全に関する事業	P. 12
(3) 育児支援事業（こんにちは赤ちゃん事業、新生児訪問の実施）	P. 16
(4) 動物保護管理事業	P. 22
(5) 魅力ある商店街づくり事業（集客・販売促進事業、新規開業 促進事業の支援）	P. 28
(6) 雇用対策等事業	P. 42
(7) 新エネルギー推進事業（太陽光発電・低公害車）	P. 48
(8) 資源ごみリサイクル事業	P. 52
(9) 緊急発掘調査事業（埋蔵文化財発掘調査など）	P. 56

(10) 博物館施設維持管理事業 P. 62

平成24年度外部評価非公開事業（35事業） P. 72

参 考 資 料

1 公開外部評価概要（抜粋） P. 146

2 外部評価の流れ P. 150

3 和歌山市行政評価委員会名簿 P. 151

4 和歌山市行政評価委員会開催状況 P. 151

1 総評

和歌山市行政評価委員会は平成15年度に設置され、平成24年度は、全841事業のうち、13施策45事業について外部評価を行った。

本年度は昨年度同様、より市政の透明性を高め、効率的・効果的な市政の実現を目指すべく、外部評価対象事業の一部（45事業のうち10事業）について市民の皆様へ公開した。

この外部評価対象事業（45事業）は、「第4次和歌山市長期総合計画」の施策のうち、過去3年間外部評価を実施していない施策の中から、（1）事業費が概ね300万円以上の事業（2）市政世論調査の市民満足度が低い事業（3）市に裁量の余地がある事業（4）行政評価委員会が提案した事業、を選定したものである。

外部評価の一般公開を通して、市民の皆様に対して、行政の行う事業内容を少しでも理解していただいたことと、担当課の意識改革に役立ったのではないかと考える。

一方で昨年度と同様に傍聴者が極めて少なかったことは、市民の皆様への市政に対する関心の低さが窺える結果となってしまった。引き続き、市民の皆様への関心を持っていただけるよう改善に向けた取組が必要である。

また、外部評価を実施する目的は、（1）成果や必要性を考慮したより効率的・効果的な行政運営の推進（2）コスト意識の醸成等、職員の意識改革（3）市民の皆様への説明責任の向上である。

なお、本委員会の外部評価は、（1）市の関与は妥当か、民間で行うべきではないか（2）対象や目的を変更することで費用対効果が向上しないか（3）上位の政策体系（施策等）に貢献しているか（4）事業の成果は十分か、向上の余地はないか（5）類似事業がある場合、再編成することで成果を向上できないか（6）成果を下げることなくコスト削減できないか（7）受益者負担の適正化の余地はないのか、という7つの視点で評価を行っている。

この意見書に記載している行政評価委員会の意見は、学識経験者、企業経営者及び公募市民等がそれぞれの専門性を生かし述べたものであり、これら意見を今後の効率的・効果的な行政運営のために役立てていただければ幸いである。

ではここで、今年度の外部評価を通して、全体的に感じたことを書き添えたいと思うので参考にさせていただきたい。

（1）「成果指標の見直し」

昨年度の事業評価に比較して、未記入の部分がほとんど見受けられないなど、事業シートの記載の形式面については大幅に改善されたものと考えられる。ただし、評価当日になってミスの訂正がある事業などもあった。事業シートは、評価する側とされる側とのコミュニケーションを促す重要なツールであり、完全なものであることが当然に望ましい。さらなる丁寧な作業を求めたい。

事業シートの内容面については特に、「成果指標」について問題を指摘したい。

事業シートでは、事業の効果を客観的に示すために成果指標の記入を求めているが、複数の事業において活動指標と同様の指標が記入されているなど、効果そのものを判断しがたい事業があったことは誠に残念である。成果指標の設定が簡単ではない事業もあろうが、出来る限り客観的な指標の提示を求めたい。

(2) 「これまで費やした事業費の把握とそれに見合った成果の検証」

事業シートでは、過去 2 年間の決算と本年度の予算に関する事業費及び人件費の記入を求めている。ただし事業の開始年度によっては当然、それ以前にも事業費などがかかっている。

単年度ではそれほど大きなものではないが、歴史を重ねている事業によっては、事業費などが相当に積み重なってきたものもあった。担当課におかれては一度、その総額を把握した上で、当該事業が成果を生み出しているのか、あるいは生み出していないのか、を判断すべきであろう。数年度の事業費などだけではなく、長年にわたって投入された事業費などの総額を市民が目にしたとき、その妥当性をきちんと市側が説明できるよう、次年度以降の事業のあり方を再検討頂きたい。

(3) 「ベストプラクティスを探す」

集客型の施設などの運営においては、その運営には相当の知恵を絞って頂きたい。「他都市の状況」に関する情報を広く、そして深く分析することに加えて、民間運営の同様の施設がいかなる工夫を施しているのかなど、より広範囲からベストプラクティスを探し、予算内で模倣できる部分は徹底的に模倣することに努められたい。そうした模倣すべき施設を実際に訪問した行政評価委員からは、より多くの集客を求めるのであれば、今後、ハード面・ソフト面、両面において相当な改善が必要であるとの意見もあった。

コスト面において、削れる部分は徹底して削り、それをハード面・ソフト面、両面の改善に振り分けて頂きたい。

(4) 「国・県・市内の縦割り行政の弊害の解消」

いくつかの事業においては、その事業内容が、国あるいは県が手がけている事業と類似しているものもあった。こうした事業については、市独自にこだわるのではなく、相当の差別化が出来ないのであれば、他に委ねることも検討すべきであろうと考えられる。

また、市内における各部署の連携もさらに図られるべきであろう。たとえば、上記の集客型の施設についても、来客にそれら関連する施設を回遊してもらえよう、便宜を図る必要性があるのでは無からうか。こうした各部署間の連携や工夫を積み重ねることで、市民サービスの向上を図っていくべきである。

(5) 「プレゼンテーションの改善」

事業シートの形式面では大幅な改善が見られたが、一部の事業において、説明が要領を得ていないものがあり、これには改善を求めたい。持ち時間の最後の部分が駆け足での説明であったり、口頭で数値を並べていくだけの説明であったり、聞き手の存在を意識しないままの説明が散見されたことは非常に残念であった。

事業の重要性を、あくまでも「他者」に認識してもらうためにはいかなる工夫が必要かを常に意識しながら、相手の立場に立ったプレゼンテーションを行っていただきたい。

なお、このことは外部評価にだけ言えることではなく、日々の業務の中で、市民の方から説明を求められた時も同様である。

(6) 「締め切りのないものは仕事ではない」

事業評価の過程では、各事業に対して改善すべき意見を提示した。そうした意見に対しては、「いついつまでに何を」と締め切りを明確に提示した形で対応を講じて頂きたい。「早期に対応する」といった、期限を切らない形での対応には問題がある。また「何を」との部分についても、ただ「検討する」ではなく、「どういった点について、誰が、どのように、検討する」のか、より具体的な形で改善を進められることを求める。

2 外部評価結果の概要

(1) 外部評価結果の総括

本年度の外部評価の概要は以下のとおりである。

① (公開・非公開全体)

事業の方向性	外部評価	担当課評価
A 事業内容の拡充	2 事業	2 事業
B 計画どおり事業を進めることが妥当	1 1 事業	3 5 事業
C 事業手法の効率化	9 事業	1 事業
D 成果引上げに向けた改善	1 9 事業	7 事業
E 事業内容の縮小	3 事業	0 事業
F 廃止・終了	1 事業	0 事業
	4 5 事業	4 5 事業

②（公開）

事業の方向性	外部評価	担当課評価
A 事業内容の拡充	1 事業	1 事業
B 計画どおり事業を進めることが妥当	1 事業	5 事業
C 事業手法の効率化	2 事業	0 事業
D 成果引上げに向けた改善	5 事業	4 事業
E 事業内容の縮小	1 事業	0 事業
F 廃止・終了	0 事業	0 事業
	10 事業	10 事業

上記①については、今回の外部評価全体45事業についての事業の方向性である。

②については、公開10事業についての事業の方向性である。

外部評価対象事業全体のうち、77.8%の事業が、担当課評価において「計画どおり事業を進めることが妥当」、つまり「見直しの必要がない」と判断されているが、それらの事業の中には、成果達成度が低いものや、効率化を図る余地があるものなど、何かしらの改善をすべきものが多々見受けられた。その結果として、外部評価では、「計画どおり事業を進めることが妥当」と判断された事業は、24.4%にとどまり、逆に71.1%の事業が、「成果引上げ」や「効率化」等に向けた見直し・改善が必要と判断されている。

これらのことから、未だに行政組織内に、PDCAマネジメントサイクルに基づき、見直し改善を行うという習慣が浸透しておらず、本来は見直し・改善が必要な事業であるにも拘わらず、見直しを行うことなく毎年慣例的に実施されている事業が多々あるということが窺える。

今後は、「見直し・改善意識」が行政組織内に浸透し、和歌山市における行政評価システムが成熟していくよう、更なる努力を行っていただきたい。

(2) 外部評価対象事業の評価結果

「和歌山市行政評価委員会による外部評価結果」は次のとおりである。

なお、外部評価の結果報告については、公開事業と非公開事業に分けて行うものとする。

平成24年度外部評価公開事業

分野別 目標	政策	施策名	メンバー	事業名	外部評価	担当課評価	担当課
1安心して、安全に暮らせるまち	2消防・救急救助体制の充実	1 予防体制の充実	吉村委員長 金川副委員長 梅田委員 小西委員 下村委員 辻委員	防災学習センター運営管理事業	D	D	予防課
		2 消防力の充実		消防水利の開発及び保全に関する事業	B	B	警防課
2個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	1地域福祉と健康づくりの推進	2 健康づくりの推進	吉村委員長 金川副委員長 池永委員 末吉委員 得津委員 中村委員	育児支援事業(こんにちは赤ちゃん事業、新生児訪問の実施)	D	D	地域保健課
		4 生活衛生対策の推進		動物保護管理事業	C	B	生活保健課
3市民と地域がつくる元気なまち	1地域産業の振興	1 企業が成長できる環境づくり	吉村委員長 金川副委員長 池永委員 末吉委員 得津委員 中村委員	魅力ある商店街づくり事業(集客・販売促進事業、新規開業促進事業の支援)	E	D	商工まちおこし課
		5 雇用の安定と労働環境の向上		雇用対策等事業	D	B	産業企画課
4自然環境と都市基盤が調和した快適なまち	4自然環境・資源循環型社会の形成	3 地球環境の保全	吉村委員長 金川副委員長 池永委員 末吉委員 得津委員 中村委員	新エネルギー推進事業(太陽光発電・低公害車)	C	B	環境政策課
		4 循環型社会の形成		資源ごみリサイクル事業	D	D	一般廃棄物課
5子どもが輝き、文化が薫る教育のまち	4文化・スポーツの振興	1文化遺産の保護・継承	吉村委員長 金川副委員長 梅田委員 小西委員 下村委員 辻委員	緊急発掘調査事業(埋蔵文化財発掘調査など)	A	A	文化振興課
				博物館施設維持管理事業	D	B	博物館

※ 各事業に対する評価内容や意見については、各「事業シート」の行政評価委員会意見をご覧ください。

- A 事業内容の拡充
- B 計画どおり事業を進めることが妥当
- C 事業手法の効率化
- D 成果引上げに向けた改善
- E 事業内容の縮小
- F 廃止・終了

事業シート

事務事業名	防災学習センター運営管理事業
-------	----------------

位置づけ	所管	消防	局	部	予防	課	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	安心して、安全に暮らせるまち	政策	消防・救急救助体制の充実		
	根拠法令及び個別計画	施策	予防体制の充実	取組	重点	防火防災意識の高揚と自主防火活動の推進	
	3つの磨き	市民力	○	基盤力	観光力		
	関連課・関連事業						
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業概要	事業期間	開始年度	平成17年度	終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
		市民	防災学習センターに来館する市民に対して体験学習等を通じて防火・防災の意識を高めてもらう。		
事業の内容	防災学習センターの運営に関する事業は、同センターに来館する市民に対して体験学習を通じて、防火防災の啓発を図る案内業務と展示機器の保守及び維持業務に区分され、案内業務は民間委託しており、個人から地域へと防災対応能力の向上を図るために、各コーナーで「見て 聞いて 体験して 学習しよう!」をテーマに、とっさの時の対応力を見に付けていただきます。展示機器の保守及び維持管理業務は、職員が展示機器の保守点検や故障、修理時の業者との契約などを行っています。				

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			常勤	非常勤
	24年度当初予算	16,411					16,411	1,058	17,469	0.14	
	23年度決算	17,027					17,027	1,103	18,130	0.15	
	22年度決算	18,786					18,786	1,072	19,858	0.14	
24年度当初予算主な内訳(千円)		機械修繕料 200 管理委託料 840 賠償責任保険料 55 防災学習センター運営委託料 15,316									

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		防災学習センター利用者の促進(単年度の入館者数)	人	目標	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	初年度15,915人、平成18年度13,772人、平成19年度11,869人となっていることから、年間13,000人の入館者を見込んで目標値を設定した。
				実績	11,923	11,414	11,579				
	長期総合計画	○	達成率	91.7%	87.8%	89.1%					
	地震体験車利用者数	人	目標	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	初年度13,809人、平成20年度10,060人となっていることから、年間12,000人の利用者を見込んで目標値を設定した。	
			実績	8,086	7,753	10,592					
長期総合計画			達成率	67.4%	64.6%	88.3%					

評価指標	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		防災学習センター入館者数(平成17年4月5日オープン後からの累計)	人	目標	60,000	73,000	86,000	99,000	112,000	112,000	活動指標にある防災学習センター単年度利用者数を基に、年度毎の目標数が13,000人増加することを目標値として設定した。
				実績	64,517	75,931	87,510				
	長期総合計画	○	達成率	107.5%	104.0%	101.8%					
	長期総合計画	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
				目標							
実績											
長期総合計画	達成率										

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	22年度の中核市の入館状況 ()内は人口【 】内は展示内容	未実施都市の有無
		・前橋市 (340,383) 約8,000人 【初期消火・煙避難・通報体験・グッズ等】 ・横須賀市 (425,258) 約12,000人 【地震・通報・煙体験各コーナー・ビデオ上映】 ・長野市 (384,240) 約7,500人 【地震・ビル火災・通報・煙体験・地震各コーナー】 ・豊橋市 (365,131) 約7,700人 【火災・風水害・地震各ゾーン】 ・豊田市 (407,830) 約20,000人 【暴風・地震・消火各コーナー・煙・通報各コーナー】 ・奈良市 (365,157) 20,175人 【消火・台風・地震・各体験・初期消火・煙避難各コーナー】	
※平成24年1月に41都市を対象に確認。防災センターを設けていたのは22都市。全て無料			有 . 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか) <input type="checkbox"/> 増加している <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	妥当性評価(事業手段は妥当か) <input type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か) <input type="checkbox"/> 市が行うべき <input checked="" type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	有効性評価(更に効果が期待できるか) <input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか) <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか) <input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である

廃止又は休止した場合の影響	市民が実際に体験し、学習や防火・防災を啓発することが、困難になると思慮します。
---------------	---

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	A 事業内容の拡充	D	D
	B 計画どおり事業を進めることが妥当		
	C 事業手法の効率化		
	D 成果引上げに向けた改善		
	E 事業内容の縮小		
	F 廃止・終了		

見直し・改善(案) ※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要	災害体験シアターの内容が、平成17年に開館して以来変更していないため、東日本大震災発生に伴い東南海・南海地震等の発生が、懸念されている中、地震・津波等の体験など目で見ることのできる新しい内容に変更することを検討しています。
--------------------------------------	---

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ●近年の来館者数が横ばいであるため、増加のための積極的な広報活動や工夫が必要。 ●個人来館者の割合が少ないため、個人来館者増加のための取組や工夫をすべき。 ●規模的にも内容面においても物足りなさを感じるため、「安かろう悪かろう」にならないよう、3階フロア全体を防災学習センターにするなどの抜本的な改善について検討すべき。 ●委託業者の選定根拠が不明確であるため、委託先の選定に関し工夫を行い、より効果的な運営を図るべき。
-----------	---

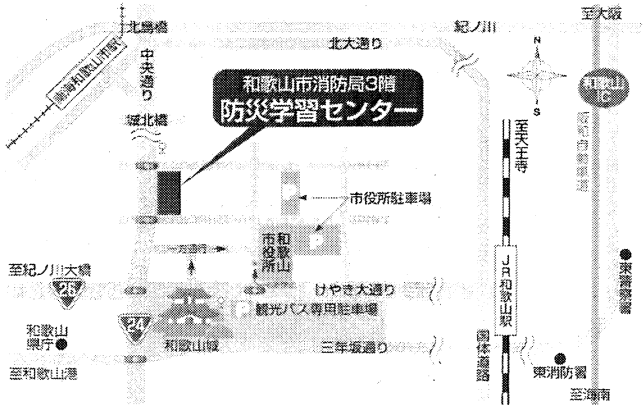
Information

防災学習センター ご利用案内

- 開館時間** 午前9:00～午後5:00
- 休館日** 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)
年末年始(12月28日～1月4日)
- 利用料** 無料
- 利用申込** 10人以上の団体でご利用される場合は、予約された後、団体利用申込書でお申し込みください。(団体利用申込書は、消防局予防課・各消防署・出張所にございます。)
また、「わかやまCITY情報」ホームページ内の消防局防災学習センターにて団体利用申込書をダウンロードすることもできます。
- 利用申込先** 和歌山市消防局 予防課
電話 (073) 423-0119 FAX (073) 423-0190
Eメール yobo@city.wakayama.lg.jp

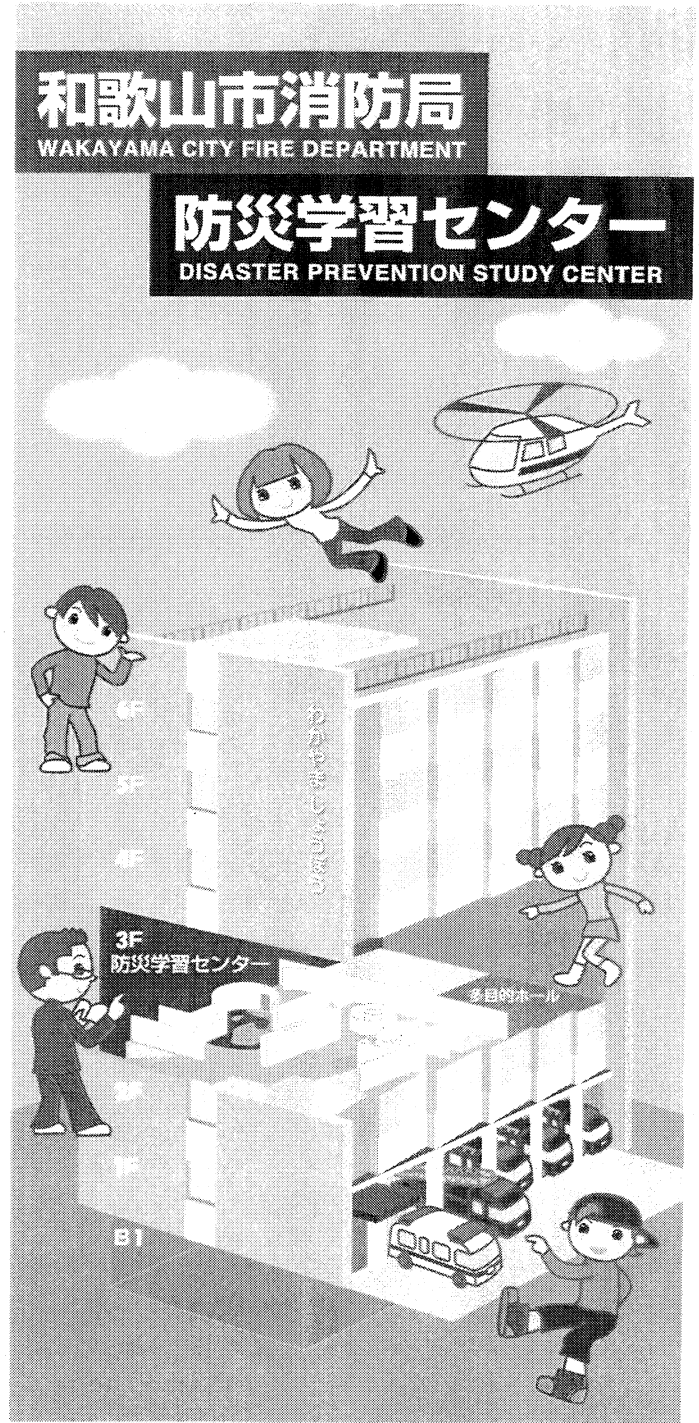
Access

防災学習センター 交通のご案内



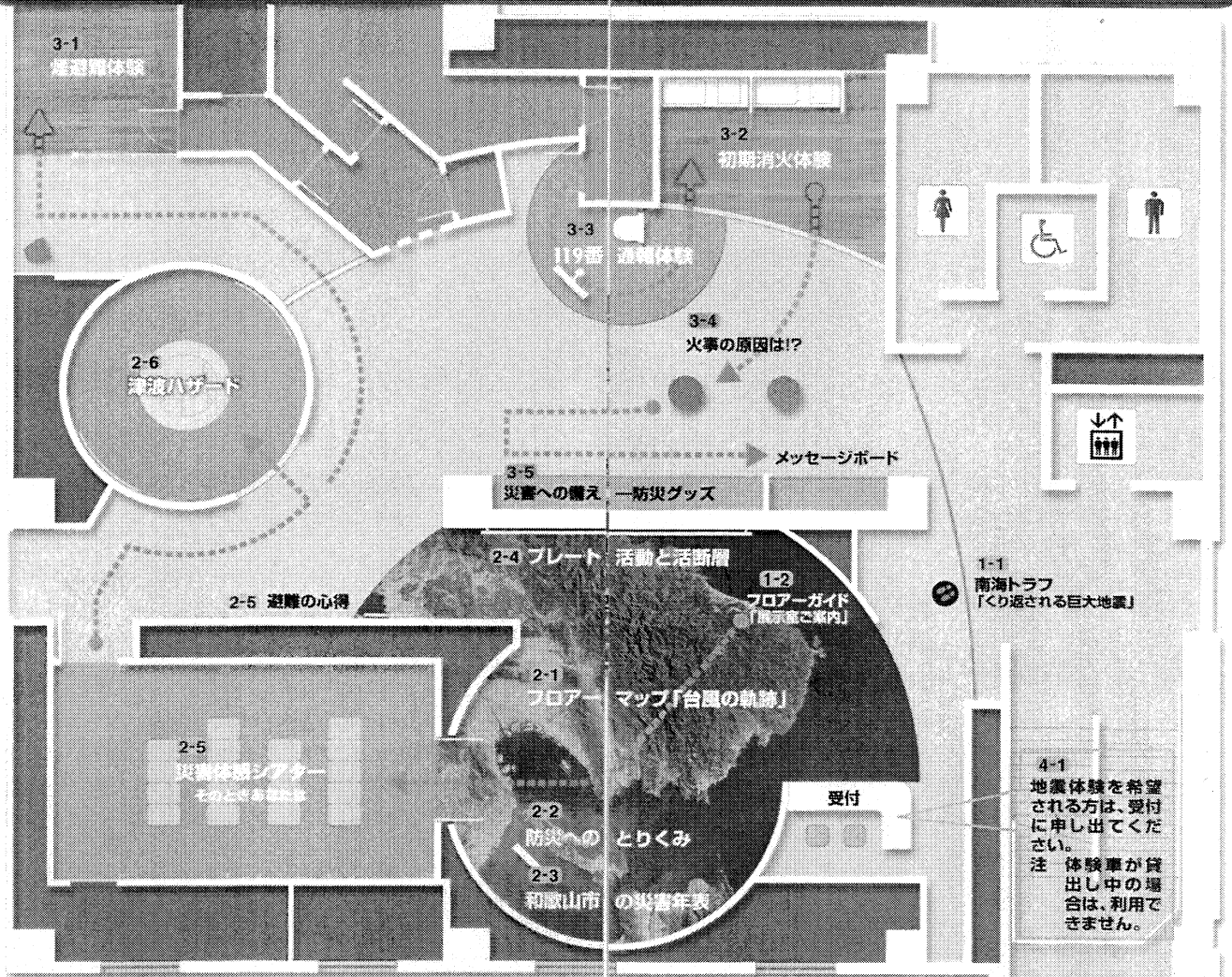
- 電車・バス**
 - ◆JR和歌山駅から市役所前バス停下車徒歩約3分(駅から徒歩約30分)
 - ◆南海和歌山市駅から城北橋バス停下車徒歩約1分(駅から徒歩約10分)
 - 車**
 - ◆阪和自動車道 和歌山ICから約20分
- ※防災学習センター専用駐車場はございません。
自家用車は、和歌山市役所駐車場等
大型バス・マイクロバスは、和歌山公園観光バス専用駐車場(有料)

和歌山市消防局防災学習センター
 〒640-8157 和歌山市八番丁12番地 和歌山市消防局3階
 電話 (073) 423-0119 FAX (073) 423-0190
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/bosaicenter/>



ようこそ 防災学習センターへ！ 見て聞いて体験して学習しよう！

WELCOME TO THE DISASTER PREVENTION STUDY CENTER SEE HEAR EXPERIENCE STUDY

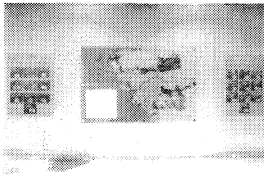


学習体験項目

1-1 南海トラフ「くり返される巨大地震」	プロローグ
1-2 フロアガイド「展示室ご案内」	約5分
2-1 フロアーマップ「台風の軌跡」	
2-2 防災へのとりくみ	
2-3 和歌山市の災害年表	和歌山市の災害特性
2-4 プレート活動と活断層	約40分
2-5 災害体感シアター「そのときあなたは」	
2-5 避難の心得	
2-6 津波ハザード	

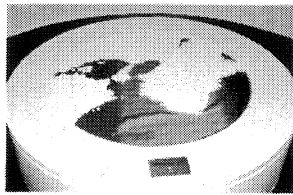
3-1 煙避難体験	
3-2 初期消火体験	火災・救急
3-3 119番通報体験	約35分
3-4 火事の原因は!?	
3-5 災害への備えー防災グッズ	Eピローグ 約10分
◆ 全ての学習体験コーナー…約90分	
4-1 地震体験	1回4名 約3分

2-5 避難の心得



「災害体感シアター」から「津波ハザード」へ向う動線上にそれぞれに関連する情報を紹介しています。みなさんの避難場所はどこでしょうか。「風水害への備え」「地震への備え」「和歌山市の避難場所」についての情報です。

2-6 津波ハザード



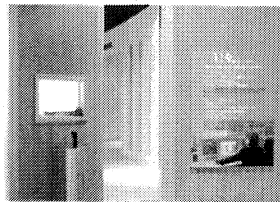
東海地震、東南海地震、南海地震が同時に発生した場合を予測し、和歌山県下の各主要都市に、地震発生から何分後にどの程度の高さの津波が襲ってくるかをシミュレーションしたものです。壁面には、津波に関する情報を紹介しています。

3-2 初期消火体験



消火器の正しい使用方法と、てんぷら鍋火災の消火方法を解説するとともに、実写により、てんぷら鍋火災の初期消火体験を、センサー式の消火器を使用して、体験学習することができます。

3-3 119番通報体験



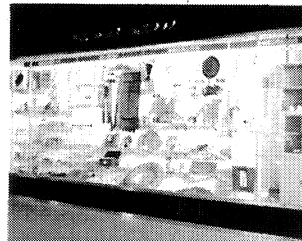
119番通報を必要最小限の情報により、迅速・的確に行なえるようシミュレーションにより体験学習できます。

3-4 火事の原因は!?



出火原因の上位を占める「コンロ」と「タバコの不始末」の2種類の火種を展示しています。

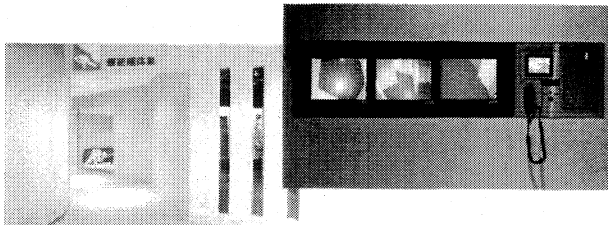
3-5 災害への備えー防災グッズ



テーマごとに、家庭で備えてほしい様々な防災グッズを紹介しています。

「家庭で備えるもの」
「避難時に役立つもの」
「救急・救出用品」
「避難生活に役立つもの」
に区分して展示しています。

3-1 煙避難体験



火災時における死亡事故の大半は煙によるものです。ここでは、バックドラフトを設定した部屋・姿勢センサー・人体に無害な煙により、避難方法が適切かどうか学習することができます。また、3台のカメラを通して避難状況が適切であるかアドバイスを行えるスピーカーを設置しています。

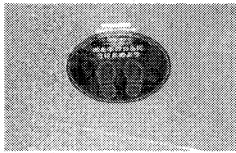
体験室を出た所で、避難所要時間と、危険な行為の回数（姿勢が高い・火元の扉を開けた）が表示されます。

4-1 地震体験

東海地震・東南海地震・南海地震が同時に発生した場合を想定した地震を体験することができるほか、新潟中越地震や兵庫県南部地震の最大震度7の大地震を疑似体験することができます。



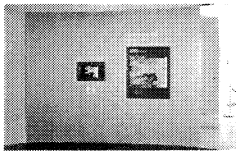
1-1 南海トラフ「くり返される巨大地震」



床の赤いラインは、南海トラフの位置を表しています。このトラフの位置は、正面床の紀伊半島と紀伊水道の地図からの位置です。この海洋プレートが海溝やトラフの下に沈みこんでいます。

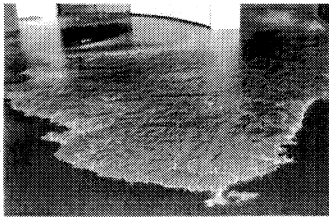
靴型の所に立って手のひらを開けてかざしてみましょう。何が写ってる？手のひらでメッセージを受けとめてください。

1-2 フロアーガイド「展示室ご案内」



パネルにより、防災学習センターの平面構成を案内し、映像により展示内容をダイジェストに紹介しています。ダイジェストのように体験・学習してください。

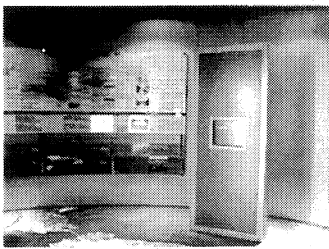
2-1 フロアーマップ「台風の軌跡」



床面に紀伊半島と紀伊水道を表しています。かつて和歌山市などに多大な被害を及ぼした1959年の伊勢湾台風の進路を投影することによって自然界の途切れることのない活動を演出しています。

お住まいの地区や場所などわかるでしょうか。

2-2 防災へのとりくみ



このパネルは、人々が災害に立ち向おうとする象徴(盾)を表しています。

ここでは、「防災・わかやまし」と「自主防災組織の活動」についての2タイトルを任意に選択して視聴することができます。

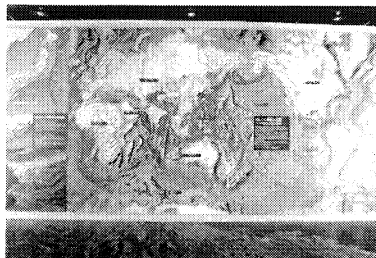
「防災・わかやまし」では消防の仕事、「自主防災組織の活動」については、防災訓練や、実際の取り組みについてのインタビュー映像を見ることができます。

2-3 和歌山市の災害年表



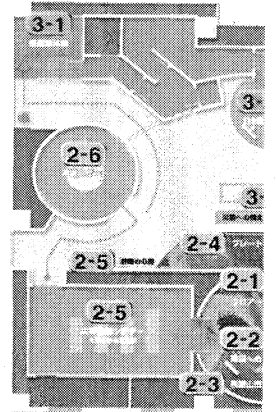
和歌山市が過去に被った主な風水害と、くり返し発生する南海地震の歴史を紹介した年表パネルです。昭和21年に発生した南海地震の被災者の方に、当時の様子をインタビューした映像などを放映しています。

2-4 プレート活動と活断層

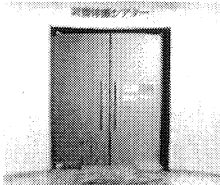


海洋型の地震と直下型の地震に区分してパネルに表示しています。

和歌山市は、それら両方の地震活動に、常に影響されています。



2-5 災害体感シアター「そのときあなたは」



「風水害編」と「地震編」の2タイトルを視聴することができます。「風水害編」は和歌山市内に住む一家四大家族に巨大な台風が襲ってくることから始まります。「地震編」は和歌山市の日常生活の状況と南海トラフ付近の地底での止むことのない活動とを交差させ、巨大地震が発生するかもしれない日までをカウントダウンしていきます。床面を重低音で振動させるボディソニック装置と、6万向からなる送風装置、5+1ch音響装置、150インチの大型スクリーンによる大迫力を体感してください。

事業シート

事務事業名	消防水利の開発及び保全に関する事業
-------	-------------------

位置づけ	所管	消防	局	部	警防	課	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	安心して、安全に暮らせるまち	政策	消防・救急救助体制の充実		
		施策	消防力の充実	取組	重点	消防水利の整備	
	根拠法令及び個別計画	消防法・消防水利の基準					
	3つの磨き	市民力	基盤力	○	観光力		
	関連課・関連事業	防火水槽簡易耐震化事業					
事業実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】						

事業概要	事業期間	開始年度	昭和23年(消防法施行及び消防本部発足)	終了年度		
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)			
		市民	消防水利を常に使用可能な状態に維持管理することで、市民の生命、身体、財産を火災から守ることを目的としている。			
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利保全に必要な消耗品の購入 ・防火水槽の修繕 ・消防水利施設の標示・焼付表示 ・消火栓の新設及び維持管理の負担金 					

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			常勤	非常勤
	24年度当初予算	22,701				750	21,951	5,230	27,931	0.69	0.04
	23年度決算	23,631					23,631	5,230	28,861	0.69	0.04
	22年度決算	22,390					22,390	5,708	28,098	0.76	
24年度当初予算主な内訳(千円)		・消火栓負担金 21,708千円・水利施設標示委託料 772千円									

活動指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	消防水利(消火栓、防火水槽)の新設数	基	目標							
			実績	78	83	84				
			達成率							
	長期総合計画									
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
長期総合計画										

成果指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	消防水利の充足率	%	目標	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		消防水利の空白地域をなくす和歌山市を3116(140m四方)のメッシュに分け、その区域の充足率(2767/3116)
			実績	87.8	88.3	88.8				
			達成率	87.80%	88.30%	88.80%				
	長期総合計画									
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
長期総合計画										

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	全国統一の「消防水利の基準」に照らし合わせ、空白ゼロを目指している。	未実施都市の有無
			有 ・ 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)	妥当性評価(事業手段は妥当か)
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	<input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)	有効性評価(更に効果が期待できるか)
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか)	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)
	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である

廃止又は休止した場合の影響	この事業が停滞すれば、市民の生命、身体、財産を火災から守ることに影響を及ぼす。
---------------	---

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	A 事業内容の拡充	B	B
	B 計画どおり事業を進めることが妥当		
	C 事業手法の効率化		
	D 成果引上げに向けた改善		
	E 事業内容の縮小		
	F 廃止・終了		

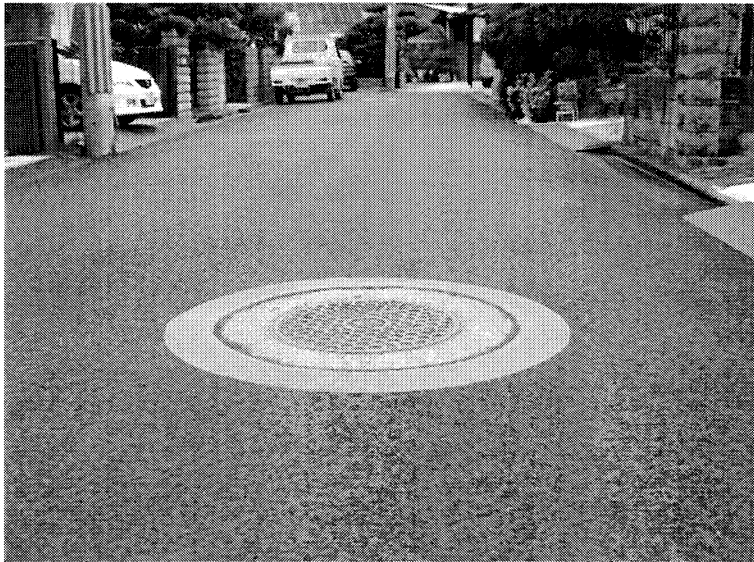
見直し・改善(案)	
※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要	

行政評価委員会意見	●国が定める法的な充足率とのかい離はあるが、実質的な普及率は満たしているようなので、引き続き、計画どおり事業を進めていただきたい。
-----------	---

【消火栓】



【防火水槽】



【防火水槽標識】



事業シート

事務事業名	育児支援事業(こんにちは赤ちゃん事業、新生児訪問の実施)
-------	------------------------------

位置づけ	所 管	健康	局	健康推進	部	地域保健	課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち		政策	地域福祉と健康づくりの推進	
		施策	健康づくりの推進		取組	重点	母子保健対策の推進
	根拠法令及び個別計画	こんにちは赤ちゃん事業-児童福祉法、新生児訪問事業-母子保健法					
	3つの磨き	市民力	○	基盤力		観光力	
	関連課・関連事業	子ども総合支援センター					
事業実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】						

事業概要	事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	永年
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
	事業の内容	(こんにちは赤ちゃん事業)生後4ヶ月を迎えるまでのすべての乳児とその養育者 (新生児訪問事業)生後28日までの新生児と産褥婦	安心して子どもを産みゆとりある子育てができる状態。 (こんにちは赤ちゃん事業)原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象とし、保健師・助産師・看護師・保育士の資格を有する訪問員が家庭を訪問する。 (新生児訪問事業)新生児訪問希望者と低体重児に対し助産師等が家庭訪問し、保健指導を実施する。		

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			常勤	非常勤
	24年度当初予算	12,386	9,600			13	2,773	5,674	18,060	1.01	0.24
	23年度決算	10,327	9,600	567		13	147	10,488	23,397	1.65	0.24
	22年度決算	9,234	6,000	175		13	3,046	5,715	14,949	1.01	0.24

24年度当初予算
 主な内訳(千円) 報償金7,872 旅費148 需用費1,098 役務費659 備品購入費16

活動指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	こんにちは赤ちゃん訪問率	%	目標	100	100	100	100	100	100	毎年、対象母数に変動するため、指標を件数ではなく実施率とする。
			実績	29	38	59.6				
			達成率	29.00%	38.00%	59.60%				
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	新生児訪問件数	件	目標	600	600	600	600	600	600	出生者数の5分の1程度
実績			338	622	503					
達成率			56.33%	103.67%	83.83%					

成果指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	安心して育児が出来ている人の割合	%	目標	69	71	73	75	75		長期総合計画「安心して育児が出来ている人の割合」
			実績	66	62	65.8				
			達成率	95.65%	86.62%	90.14%				
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
			目標							
実績										
達成率										

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	<こんにちは赤ちゃん事業の都道府県及び県内自治体の実施状況> H22年度 全国実施状況 89.2% 和歌山県 90.2% <近畿中核市訪問実施率> 高槻市 91% 奈良市71.9% 姫路市90.4% 西宮市88% 尼崎市77% 東大阪市91.8% (ただし、訪問実施内容や訪問員等は各中核市で統一されたものではない)	未実施都市の有無
			(有) ・ 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)		妥当性評価(事業手段は妥当か)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している		<input type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)		有効性評価(更に効果が期待できるか)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている		<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない	
	効率性評価(事業費を抑制できるか)		効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)	
	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない		<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input type="checkbox"/> 負担は求められない <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	

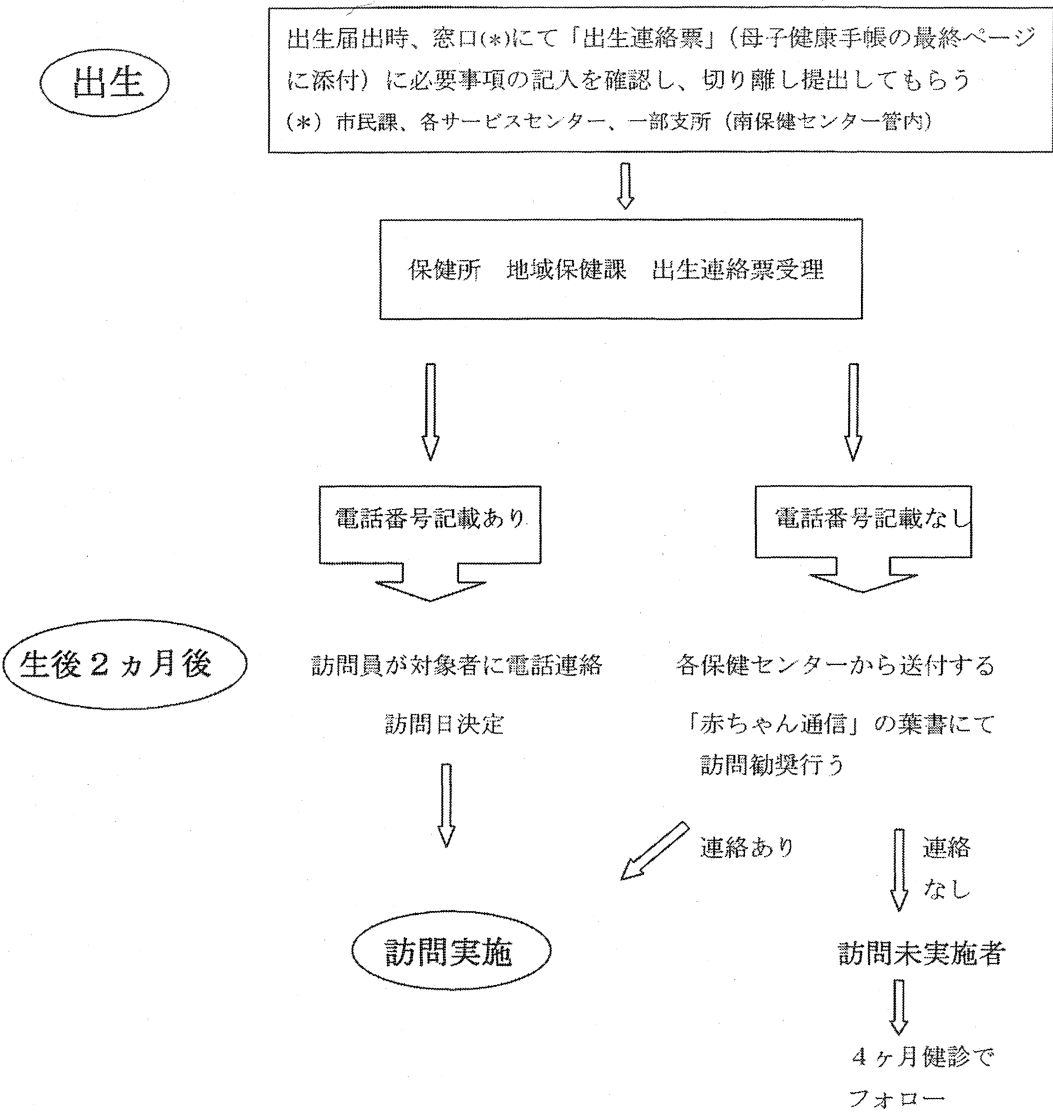
廃止又は休止した場合の影響	養育支援が必要な家庭への早期発見が行えないことにより、早期介入、早期支援が行えず、児の発育発達の問題や虐待予備軍家庭もしくは虐待家庭への移行件数の増加が懸念される。
---------------	--

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	A 事業内容の拡充	D	D
	B 計画どおり事業を進めることが妥当		
	C 事業手法の効率化		
	D 成果引上げに向けた改善		
	E 事業内容の縮小		
	F 廃止・終了		

見直し・改善(案) ※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要	平成21年度の事業開始から2年間は、訪問は希望者であったが、平成23年度から訪問員の体制整備を行い全戸訪問とした。
--------------------------------------	---

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ●他都市の成功事例を十分に調査し、こんにちは赤ちゃん事業の拒否者に対する、より効率的・積極的な介入方法について検討すべき。 ●訪問率を上げるため、詳細な訪問用チェックリストを作成した上での、有資格者以外の方による訪問実施について検討すべき。 ●母子健康手帳にメールアドレス記載欄を設けるなど、電話連絡や書面通知以外の連絡手段の拡大に向けた検討も必要。
-----------	---

こんにちは赤ちゃん訪問事業の流れについて



参考資料②

出生連絡票（こんにちは赤ちゃん事業）

提出日	平成 年 月 日
記入者氏名	赤ちゃんとの続柄()
ふりがな	(男・女)
お子様の名前	
生年月日	平成 年 月 日 生 (第 子)
生まれた時の 本重	g (週)
家族構成	父氏名 (歳)
	母氏名 (歳) (人家族)
電話番号	自宅 - - (父・母) 携帯 - - (父・母)
住所	和歌山市
(住民票のある住所)	(アパート名、号、棟等も記入してください。)
※里帰りした場合のみ記入、訪問は和歌山市の住所に帰宅後になります。	
里帰り先の住所	(都 道 府 県 () 市 町 () 様方
里帰り先の電話番号	- - - -
母子の帰宅予定日	月 日 頃 備考

* 出生届出時に提出してください。

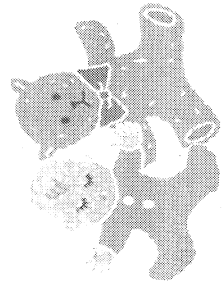
こんにちは赤ちゃん事業について

ご出産おめでとうございます。
和歌山市では、お母さんと赤ちゃんの健康を願うとともに、これからの子育てのお手伝いをさせていただくための第一歩として、「こんにちは赤ちゃん事業」を行っています。
「こんにちは赤ちゃん事業」は、生後4か月までの乳児のいるすべてのご家庭を、保健師・助産師・看護師・保育士の資格を有した訪問員が訪問し、育児に関する相談や子育て情報の提供等を行う事業です。

赤ちゃんが生後2か月になった頃、次ページの「出生連絡票」をもとに、訪問員が電話連絡をした後、ご家庭を訪問します。(体重測定は実施できません) また、ご自宅訪問時に記念品を贈呈します。
訪問にあたり参考とさせていただきますので、次ページの出生連絡票の項目にご記入の上、出生届出時に必ず提出してください。
(和歌山市以外で出生届を提出される方は地域保健課までご連絡ください。)

※新生児訪問事業(生後28日以内の家庭訪問)は体重測定等実施しておりませんので、ご希望の方は、「母と子の健康のためのしおり」についている「新生児訪問指導依頼票」のほがぎに必要事項を記入し、別途にお申し込みください。

問い合わせ先：和歌山市保健所 地域保健課
TEL 073-433-2261



こんにちは赤ちゃん事業（訪問員数・訪問件数）

訪問員数

	平成21年度	22年度	23年度
助産師	10人	10人	14人
保健師	0	0	2人
看護師	4人	4人	7人
保育士	5人	5人	13人
合計	19人	19人	36人

1人当たりの訪問件数

	平成21年度	22年度	23年度
訪問実施数	851件	1,150件	1,800件
うち保健師実施数		215件	381件
うち助産師実施数		459件	448件
1人当たりの件数		53件	42件

※1人当たりの件数＝（訪問実施数－保健師実施数－助産師実施数）÷こん赤訪問員数

事業シート

事務事業名	動物保護管理事業
-------	----------

位置づけ	所管	健康	局	健康推進	部	生活保健	課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち		政策	地域福祉と健康づくりの推進	
		施策	生活衛生対策の推進		取組	重点	生活衛生対策の推進
	根拠法令及び個別計画	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律					
	3つの磨き	市民力	基盤力		観光力		
	関連課・関連事業	狂犬病予防事業、動物との共生推進事業					
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業概要	事業期間	開始年度	昭和48年		終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)			
		市民	市民に対し、犬猫による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止すると共に、犬猫を保護し適切な飼育を推進することで、犬猫と安心して共存できる社会を目指す。			
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・係留義務に違反した飼い犬の収容 ・犬猫の引取り ・負傷した犬猫の保護・治療 ・収容した犬猫の飼育管理・返還・処分・譲渡 ・犬猫に関する苦情・相談の処理(適正な飼育の指導や取り締まり等) ・動物取扱業の登録等 ・特定動物の飼養又は保管の許可等 ・学校における動物愛護教室(命の大切さ等を教育) 					

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			
	24年度当初予算	20,304		5		1,532	18,767	9,816	30,120	常勤 0.97 非常勤 1.01
	23年度決算	19,675		5		1,029	18,641	9,816	29,491	常勤 0.97 非常勤 1.01
	22年度決算	5,571		5		215	5,351	10,167	15,738	常勤 1.02 非常勤 1.01
24年度当初予算主な内訳(千円)	管外出張旅費(82)、消耗品費(167)、業務用燃料費(22)、庁用器具等修繕料(9)、医薬材料費(54)、飼料費(106)、業務用器具等修繕料(204)、手数料(36)、管理委託料(1248)、業務委託料(14543)、処分委託料(3705)、業務用器具費(98)、各種会議負担金(30)									

活動指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	犬猫の収容頭数	頭	目標	860	840	820	800	780	780	前年を基準に年間20減少させていく。
			実績	900	906	943				
			達成率	95.56%	92.72%	86.96%				
	長期総合計画		達成率	95.56%	92.72%	86.96%				
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
小学校への出前事業(わうくらす)回数	回	目標	38	40	42	44	46	46	前年を基準に年間2増加させていく。	
		実績	26	31	42					
		達成率	68.42%	77.50%	100.00%					
長期総合計画		達成率	68.42%	77.50%	100.00%					

成果指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	犬猫の譲渡割合	%	目標	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	6	前年を基準に年間1ポイント増加させていく。
			実績	1.4	1.5	4.1				
			達成率	70.0%	50.0%	102.5%				
	長期総合計画		達成率	70.0%	50.0%	102.5%				
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		目標								
		実績								
		達成率								
長期総合計画		達成率								

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	平成22年度資料(中核市) 犬猫の譲渡割合:大津市(6.6%)、西宮市(18.8%)、東大阪市(0.2%)、尼崎市(6.3%)、奈良市(0.5%)、姫路市(19.2)	未実施都市の有無
			有 ・ 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)		妥当性評価(事業手段は妥当か)	
	<input type="checkbox"/> 増加している	<input checked="" type="checkbox"/> 横ばい	<input type="checkbox"/> 増加している	<input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい
	<input checked="" type="checkbox"/> 横ばい	<input type="checkbox"/> 減少している	<input type="checkbox"/> 一部見直しが必要	<input type="checkbox"/> 見直しが必要
	<input type="checkbox"/> 減少している			
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)		有効性評価(更に効果が期待できるか)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき	<input type="checkbox"/> 他との主体との協働も可能	<input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	<input type="checkbox"/> できる
<input type="checkbox"/> 他との主体との協働も可能	<input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている		<input checked="" type="checkbox"/> あまりできない	
<input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている			<input type="checkbox"/> できない	
効率性評価(事業費を抑制できるか)		効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)		
<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある	<input checked="" type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 見直しが必要	
<input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある			<input type="checkbox"/> 負担は求められない	
<input checked="" type="checkbox"/> できない			<input checked="" type="checkbox"/> 適正である	

廃止又は休止した場合の影響	動物の愛護及び管理に関する法律等で実施が義務化されている事業である。野良犬、野良猫が増加し、生活環境が悪化する。
---------------	--

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	A 事業内容の拡充	B	C
	B 計画どおり事業を進めることが妥当		
	C 事業手法の効率化		
	D 成果引上げに向けた改善		
	E 事業内容の縮小		
	F 廃止・終了		

見直し・改善(案)	
※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要	

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ●保護動物の譲渡率を上げるための、より効率的・効果的な手法を検討すべき。 ●「わうくらす」の試みは評価できるが、子どもだけでなく、大人に対しても責任ある行動をするよう指導・啓発を強化すべき。
-----------	--

「わうくらす」とは

主催 和歌山市保健所 電話 073-433-2261

近年、イヌやネコを始め動物に関する地域のトラブルが目立つようになりました。その原因は、住宅事情、無責任な飼育方法や動物の習性への認識不足など様々です。

また一方で、「いじめ」や「虐待」が社会問題化し、いわゆる「弱者へのいたわり」の精神が叫ばれています。

そこで小学校の生徒さんに動物への愛護精神の育成と動物との適正な関係を身に付けて頂くため、企画されたのが「わうくらす」です。

(Ⅰ)「わうくらす」実施により期待できる効果(「わうくらす」の目的)

- ・生命を大切にする心、他者への思いやりの気持ちを育む。
- ・動物を通して他者と関わるきっかけをつくれる。
- ・動物を飼育するには義務と責任を伴うということを学べる。
- ・犬とのトラブルを避けられるようになる。(犬との正しい接し方を学べる。)
- ・授業で学んだことを家庭で実践してもらうことで、地域ぐるみで適正飼育者の育成が期待できる。
- ・犬を飼っていないなくても、犬に触れることができる。

(Ⅱ)「わうくらす」実施の方法

授業は、獣医師等、小学校の先生方およびボランティアが講師となって実施します。(先生方と獣医師等が事前に充分協議した上で授業を行います。)

従来は高学年(5、6年生)を対象として11回(詳細は下記のとおり)にわたる長期の授業を実施していましたが、低学年から理解可能な範囲で実施し、複数年かけて学習する方法も試みられています。

また、普段は出会う機会の少ない盲導犬を実際にみってもらう授業もあり、好評を得ています。

授業の1例は裏面のとおりです。

授業例

step	授業項目			主な目標	
1	命を感じる	☆	◎	感じる	心音聴取、ふれあいを通して生きているものの実感とぬくもりを感じる。
A-1	生き物を飼う			調べ、知り、判断する	動物を飼う上での義務と責任について考える。
2	犬を知る	☆	◎	観察・体験する	犬の身体、習性などを知り、人とのちがいなどを認識する。
2	犬と人とのかかわり			背景・歴史を知る	人は犬の能力を利用して、様々な使役してきたことについて知る。
2	外部講師（盲導犬）		◎	詳しく知る	盲導犬を実際に見ることにより、その仕事や役割について正しく認識する。
2	犬との接し方	☆	◎	実践する	犬との正しい接し方を実践し、犬からの危害を防止できるようにする。
2'	野良犬、捨て犬について	☆		現状を知り、考える	野良犬、捨て犬は、なぜいるのか、どうしたらいなくなるのか、を考える。
A-2	動物との思い出			自分の経験・他者への共感	自分の体験を話し、自分と動物との関わりを再認識し、動物との別れについて考える。
3	動物由来感染症（ズーノーシス）について	☆		高度な知識・認識	動物由来感染症があることを知り、その予防方法を考える。
3	野生動物との関わり				飼養動物と野生動物の違いを理解し、野生動物との接し方を知る。
A-3	犬と散歩しよう（レクリエーション）		◎	楽しむ・体験する	犬と散歩したり、犬と友達になる方法を実践したりして楽しく犬とふれあう。

☆：獣医師等が主講師

◎：動物を利用する授業

Step 1、2、3はこの順番通りに進めるのが望ましい。

2'は「犬と人とのかかわり」が修了してから行うのが望ましい。

A-1、2、3は、他のstepから独立して行える。

出前授業「わうくらす」

和歌山市保健所では、人と動物とが共生できる豊かな社会を目指して、「命の大切さ」をテーマにした出前型の動物愛護教室を実施しています。

平成23年度に和歌山市内10校の小学校において「わうくらす」を実施しました

※写真は授業風景の一部を抜粋したものです。



■命を感じる

講師からの「生きているってどんなこと？」という質問に対して、生徒の「生きている」イメージを発表してもらいます。

また、自分や友達・犬の心音を聴くことにより、生きている事を実感してもらいます。

人も動物も同じ「生きている仲間」であることを伝えています。

(左の写真:朝日新聞掲載)



■犬との接し方

犬の気持ちを理解することにより、近寄っても良い犬・悪い犬を判断してもらいます。

また、見知らぬ犬に出会ったときの、対処方法を教えます。

人と犬とが共に生きるためには、飼い犬には「しつけ」が必要であることを学びます。

さらに「しつけ」とは、「人と犬とが一緒に暮らすためのルール」を犬に教える事だということも伝えていきます。



■盲導犬

生徒さんには、事前に「犬と人との関わり」を学習してもらいます。

様々な犬がいる中で、得意なことを活かして仕事をする犬の代表として「盲導犬」の活動について学びます。

また、盲導犬が視覚障害者の方と歩行する場合は、強制的にやらされているのではなく、盲導犬自身が自発的に安全なルートを選択していることを伝えます。

主催 和歌山市保健所 生活保健課 電話 073-433-2261

事業シート

事務事業名	魅力ある商店街づくり事業(集客・販売促進事業、新規開業促進事業の支援)
-------	-------------------------------------

位置づけ	所管	まちづくり	局	まちおこし	部	商工まちおこし	課	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	市民と地域がつくる元気なまち	政策	地域産業の振興			
	根拠法令及び個別計画	施策	商工業の振興	取組	重点	魅力ある商業集積地の形成	○	
	3つの磨き	市民力	○	基盤力		観光力		
	関連課・関連事業	商業拠点整備事業						
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】						

事業概要	事業期間	開始年度	平成8年	終了年度		
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)			
		本市商店街	商業の衰退が顕著になる中、個々の個性ある店舗が自立しながら全体集客の一部を担うような「魅力ある個店の集合体としての商店街づくり」を目指し、人が行きかう賑わいのある商店街となること。			
事業の内容	・商業団体が実施する集客。賑わい促進を目的とするイベント事業に対し補助する。 補助率1/3 限度額13万円、2団体が合同で実施する場合は51万円 ・商業団体が商店街の空き店舗を借り上げ新規開業を促進する事業等に対し補助する。 補助率1/2 限度額5万円 ・商業団体、社会福祉法人等が商店街の地域コミュニティ機能を強化し、商店街の活性化を図る事業に対し補助する。 県・市合同補助 補助率1/3 150万円					

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			
	24年度当初予算	9,394		1,500			7,894	4,719	14,113	常勤 0.78 非常勤
	23年度決算	4,740		1,500			3,240	5,869	10,609	常勤 0.62 非常勤
	22年度決算	12,240		4,500			7,740	5,464	17,704	常勤 0.72 非常勤

24年度当初予算 主な内訳(千円)	負担金補助及び交付金(9,394)
----------------------	-------------------

活動指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	イベント、情報発信、PR事業等への助成件数	件	目標	37	37	37	37	37	37	各団体、空き店舗等の最大補助件数
			実績	24	23	12				
	長期総合計画	○	達成率	64.86%	62.16%	32.43%				
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
			目標							
			実績							
	長期総合計画		達成率							

成果指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	年間商品販売額	億円	目標	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	商業統計調査結果から前10年の伸び率から年間販売額を目標に設定
			実績	9,220	9,220	9,220				
	長期総合計画	○	達成率	98.09%	98.09%	98.09%				
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
空き店舗率 空き店舗数 (商店街の総店舗)	%	目標	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	総店舗数に対しての空き店舗率が減り、にぎわいを目指して設定	
		実績	26.6	27.1	27.1					
		達成率	75.19%	73.80%	73.80%					
	長期総合計画									

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	個人商業の衰退、シャッター商店街は日本全国で深刻な問題であり、中核市の各都市で空き店舗に対する補助を行っている。補助内容は、家賃補助は月5万円から45万円、改修補助で100万円から400万円の補助を行っている。また、商店街が行う集客イベントにも補助を行っている中核市も半数ほどあり、その補助額は30万円から80万円までである。和歌山市は、他都市に比べても低いほうの補助額である。	未実施都市の有無
			(有) ・ 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)		妥当性評価(事業手段は妥当か)	
	<input type="checkbox"/> 増加している	<input type="checkbox"/> 横ばい	<input type="checkbox"/> 増加している	<input type="checkbox"/> 現行の手段でよい
	<input checked="" type="checkbox"/> 横ばい	<input type="checkbox"/> 減少している	<input type="checkbox"/> 減少している	<input checked="" type="checkbox"/> 一部見直しが必要
	<input type="checkbox"/> 減少している			<input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)		有効性評価(更に効果が期待できるか)	
	<input type="checkbox"/> 市が行うべき	<input checked="" type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能	<input type="checkbox"/> できる	<input checked="" type="checkbox"/> あまりできない
<input checked="" type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている		<input type="checkbox"/> できない		
効率性評価(事業費を抑制できるか)		効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)		
<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある	<input checked="" type="checkbox"/> 見直しが必要	<input type="checkbox"/> 負担は求められない	
<input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある	<input checked="" type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 負担は求められない	<input checked="" type="checkbox"/> 適正である	

廃止又は休止した場合の影響	商店街の衰退
---------------	--------

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	A 事業内容の拡充	D	E
	B 計画どおり事業を進めることが妥当		
	C 事業手法の効率化		
	D 成果引上げに向けた改善		
	E 事業内容の縮小		
	F 廃止・終了		

見直し・改善(案)	<ul style="list-style-type: none"> 商業団体が実施する集客、賑わい促進を目的とするイベント事業の補助率を1/2に変更。2団体が合同で実施する場合の上限額を50万円に変更。
※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要	<ul style="list-style-type: none"> 商業団体が空き店舗を借り上げ新規開業を促進する家賃補助の対象を、商業団体と個人に拡大し限度額を月3万円に変更。また区域を中心市街地外から中心市街地を含む商店街内に変更。 商店街組合が実施する新規事業やイベントに対し補助率1/2 上限額50万円を新たに追加

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ●多年度にわたり同様の類似補助金がたくさんあるように感じるため、関連事業の仕分けと整理を行うなど、事業の抜本的見直しが必要。 ●補助対象事業に対して、事業効果の把握を正確に求めている事は問題であり、行政としても、当該補助事業の効果検証を行い、商店街を活性化させる戦略を持つことが必要。
-----------	---

H23年度「魅力ある商店街づくり事業」補助団体一覧・事業内容等

参考資料①

補助金等名称	代表者 支出先	H23年度 最終総事業費 (補助対象経費) 【補助金交付額】	補助率	事業内容・効果等	事業開催場所・期日・動員数等
商業活性化支援事業 補助金	和歌浦地区 商店連合組合	1,663,868 (1,640,368) 【510,000】	1/3	夏まつり、ふれあい広場、ハイキング、バスツアーを実施し、顧客との交流を図った。	7/17 9/10 10/23 2012/1/22
商業活性化支援事業 補助金	和歌山県 電器商業組合	2,373,775 (887,775) 【130,000】	1/3	家電各店舗において、「きのくに」大家電まつり2010を開催 今年度参加店86店	H23.12.01~H24.02.29
商業活性化支援事業 補助金	協同組合 明光マーケット	625,986 (546,874) 【130,000】	1/3	園店による絵画展、大感謝祭、歳末感謝デー、子どもたちへのクリスマスプレゼントの実施	感謝デー(7/7~8/6)歳末感謝デー(12/5~12/30) クリスマスプレゼント12/24
商業活性化支援事業 補助金	じゃんじゃん 横丁商店会	525,000 (525,000) 【130,000】	1/3	じゃんじゃん横丁祭を開催	7月18日、10月2日開催
商業活性化支援事業 補助金	和歌山たばこ 商業協同組合	412,900 (412,900) 【130,000】	1/3	禁煙マナー向上キャンペーン(23年度5回実施) 美化清掃活動(23年度17回実施) 未成年者への喫煙防止対策キャンペーンの実施(23年度2回実施) たばこ税安定確保に向けた取組み	4/1~3/31
商業活性化支援事業 補助金	手平連合商店街	1,144,710 (550,200) 【130,000】	1/3	七夕まつり、創業まつり、歳末大売出し等のイベント、ポイントセール事業により、イベントの日には人通りも増え、事業効果があらわれている。	H23.7.7 七夕まつり H23.11.7~10 創業祭 H23.12.2 歳末大売出し
商業活性化支援事業 補助金	和歌山市駅 東商店街組合	1,035,399 (494,081) 【130,000】	1/3	安全で住みよい町づくりキャンペーンで自治会と合同で商店街その他周辺の大掃除を実施した。夏まつりは例年同様、まつりの3週間前から買い上げ金額に対し、抽選券を渡し来場者の増員を図った。地域消費者向けアポイントができた。各団体と交流し情報交換を行った。	安全で住みよい町づくりキャンペーンH23.7.29~31 夏まつりH23.8.27
商業活性化支援事業 補助金	屋形大通り 商店街 振興組合	549,977 (390,477) 【130,000】	1/3	商店街の大規模小売店舗にも参加してもらい地域住民との交流、販売促進のため大売出し抽選会の開催	11/28~12/20
商業活性化支援事業 補助金	七曲商店街 協同組合	1,969,166 (291,066) 【97,000】	1/3	商店街活性化支援事業として、販促促進歳末大売出し、ガラガラ抽選会を実施。年末、テレビ、ラジオ放送にてPR活動 チラシ等でPR	12/1~2/10
商業活性化支援事業 補助金	明光商店街 協同組合	314,280 (279,692) 【93,000】	1/3	商店街内にブースを設け、地域の各種団体や一般に参加を促し、和歌浦地区を盛り上げる地域一体となった祭りを開催した。地域のつながりが強くなり、商店街の活性化につながった。	7/15~12/29
商業活性化支援事業 補助金	みその商店街 協同組合	945,660 (425,733) 【130,000】	1/3	「歳末大売出し」イベントとしてガラガラ抽選会・よさこい踊り演舞の開催	12/2~1/13
コミュニティ機能強化支援事業補助金	高野山BBS会	4,506,021 (4,506,021) 【3,000,000】	2/3	・不安定就労者受入による「人材育成・訓練機能」の基盤づくり ・地域におけるコミュニティ交流拠点を目指す。 ・「方言てま交流事業」参加者10名 ・H23.10.26 特定非営利活動法人おもちや箱による「美園商店街体験ツアー」参加者8名 ・H23.10.28 ひと・7t・まちプロジェクト運営スタッフによる「オーブニング交流会」参加者12名 ・H23.10.29 特定非営利活動法人まらう者友の会の皆さんと「まちを歩こう！カフェに行こう！」参加者8名	H23.10.15 和歌山大学災害ボランティアチームによる被災地復興支援イベント 来場者20名 H23.10.21 特定非営利活動法人わかやまこどもの広場による「方言てま交流事業」参加者10名 H23.10.26 特定非営利活動法人おもちや箱による「美園商店街体験ツアー」参加者8名 H23.10.28 ひと・7t・まちプロジェクト運営スタッフによる「オーブニング交流会」参加者12名 H23.10.29 特定非営利活動法人まらう者友の会の皆さんと「まちを歩こう！カフェに行こう！」参加者8名

和歌山市空き店舗活用支援事業資料

H21年度	区分	商店街名	店舗数(件)	空き店舗数(件)	空き店舗率	備考(調査年月等)
	中心市街地以外	市駅東商店街組合	56	4	7.1%	H21.3
		みその商店街協同組合	107	44	41.1%	H20.6
		明光商店街協同組合	40	10	25.0%	H21.3
		屋形大通り商店街振興組合	29	2	6.9%	H21.3
		七曲商店街協同組合	48	17	35.4%	H21.3
		手平連合商店街	10	0	0.0%	H21.3
		(中心市街地以外)合計	290	77	26.6%	

H22年度	区分	商店街名	店舗数(件)	空き店舗数(件)	空き店舗率	備考(調査年月等)
	中心市街地以外	市駅東商店街組合	56	10	17.9%	H22.3
		みその商店街協同組合	107	44	41.1%	H20.6
		明光商店街協同組合	40	10	25.0%	H22.3
		屋形大通り商店街振興組合	38	5	13.2%	H22.3
		七曲商店街協同組合	41	10	24.4%	H22.3
		手平連合商店街	10	0	0.0%	H22.3
		(中心市街地以外)合計	292	79	27.1%	

H23年度	区分	商店街名	店舗数(件)	空き店舗数(件)	空き店舗率	備考(調査年月等)
	中心市街地以外	市駅東商店街組合	56	10	17.9%	H23.6
		みその商店街協同組合	107	44	41.1%	H20.6
		明光商店街協同組合	40	10	25.0%	H23.6
		屋形大通り商店街振興組合	38	5	13.2%	H23.6
		七曲商店街協同組合	41	10	24.4%	H23.6
		手平連合商店街	10	0	0.0%	H23.6
		(中心市街地以外)合計	292	79	27.1%	

和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、和歌山市中心市街地活性化基本計画の区域外において商業団体等によって行われるイベント事業及び中長期的な展望に立った先進的事業で、集客、賑わい促進等を目的とするものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において商業団体等の意義は次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された商工会議所
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に規定する中小企業者で組織する団体で市長が適当と認めるもの
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人若しくは一般財団法人であって地方公共団体及び第1号から第3号までに掲げる団体が出資又は拠出しているもの
- (6) 小売業又はサービス業を含むおおむね10店舗以上の店舗が集団形態をとり、その構成員が共同して組織的な活動を行うための規約等を策定している任意組織団体で市長が適当と認めるもの
(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象事例、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に100円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

(軽微な変更)

第5条 規則第5条第1項第1号に規程する市長が別に定める軽微な変更とは、補助対象事業経費間内の配分の変更又は補助対象経費の減額等とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記様式第3号）
- (2) 収支決算書（別記様式第4号）
- (3) 写真、パンフレット等
- (4) 領収書の写し

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市商店街等振興事業補助金交付要綱（昭和61年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象事例	補助対象経費	補助率	限度額
イベント事業	スタンプラリー、フリーマーケット、ゲーム大会、コンサート等	会議費、会場借上料、会場設備費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、報償費、講師等旅費及び委託費その他市長が特に必要と認める経費	3分の1	130,000円（2以上の商業団体等が共同で実施する事業にあつては、730,000円）
中長期的に立った先進的事業	ホームページ作成、商店街マップ・情報誌作成、宅配サービス、シルバーカード、エコバック普及事業等			

和歌山市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の商業の活性化を図るため、商業団体等が和歌山市中心市街地活性化基本計画に定める基本計画区域外（以下「基本計画区域外」という。）において行う空き店舗活用支援事業に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商業団体等 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

ウ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された商工会議所

エ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に規定する中小企業者で組織する団体で市長が適当と認めるもの

オ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人若しくは一般財団法人であって地方公共団体及びアからウまでに掲げる団体が出資又は拠出しているもの

カ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項に規定する中心市街地活性化協議会又は中心市街地活性化協議会を組織している者

キ 小売業又はサービス業を含むおおむね10店舗以上の店舗が集団形態をとり、その構成員が共同して組織的な活動を行うための規約等を策定している任意組織団体で市長が適当と認めるもの

(2) 空き店舗等 基本計画区域外に立地し、その入口が歩道又は道路に接した原則1階部分の店舗をいう。

(3) 空き店舗活用支援事業 次に掲げるものをいう。

ア 新規店舗誘致事業 商業団体等が空き店舗等へ商業地に不足している業種等で地域の賑わい創出に貢献する店舗を設置又は誘致を推進する事業をいう。

イ コミュニティ施設活用事業 商業団体等が空き店舗等へ公共性及び公益性が高く、地域の賑わい創出に貢献するコミュニティ施設を設置し、又は誘致することにより当該商業地における集客効果の向上を推進する事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象事例、補助対象経費、補助期間、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により補助金の額を算定する場合において、この要綱に基づく補助金のほかに同一の補助対象経費に係る補助金又はこれに類する金員の交付を受けるときは、補助対象経費から当該補助金の額を控除する。

(補助対象事業の要件)

第4条 次の各号に掲げるすべての要件を満たすものを補助の対象とする。

- (1) 商業団体等が補助対象事業の用に供するための空き店舗等に係る契約期間1年以上の賃貸借契約を適正な賃貸料により締結すること。
- (2) 借受開始日からおおむね60日以内に設置し、又は誘致した店舗又は施設が開業すること。
- (3) 設置し、又は誘致した店舗又は施設が風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種又は公序良俗に反する業種に関するものでないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 位置図
- (5) 見積書等の写し
- (6) 市税の完納証明書又は市税を完納していることが確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更とは、補助対象事業経費間内の配分の変更又は補助対象経費の減額等とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(別記様式第3号)
- (2) 収支決算書(別記様式第4号)
- (3) 店舗写真
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱(平成8年7月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の空き店舗活用支援補助金交付要綱の規定により補助金の交付を決定したものに係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象事例	補助期間	補助率及び限度額
新規店舗誘致事業	店舗の賃借料	1年以内	補助率：2分の1以内 限度額：月額50,000円
コミュニティ施設活用事業	店舗の賃借料	3年以内	補助率：2分の1以内 限度額：月額50,000円

備考 店舗の賃借料は、市長が別に定める基準により算定した補助基準額以下である場合に限り補助対象経費とし、敷金、礼金その他これらに類するものを除く。

和歌山県商店街のコミュニティ機能強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、商店街の賑わい創出のため、社会課題に対応したコミュニティ機能強化への取組を支援するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「組合等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された商工会又は県商工会連合会
- (4) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された商工会議所
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人
- (6) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第6項の特定会社であって地方公共団体が出資しているもの
- (7) 一定の地域においておおむね20店舗以上の店舗が集団形態をとり、構成員の2分の1以上が小売業・サービス業を営み、その所在する商工会議所又は商工会から適切な指導を受けられるもの
- (8) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立された社会福祉法人
- (9) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人
- (10) 前項に掲げる者のほか知事の認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は組合等が県内の商店街において実施するコミュニティ機能強化につながる公益的な事業に対し、市町村が補助する事業であって、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 事業目的が少子化、高齢化、地域資源活用等の社会課題に対応していること。
- (2) 事業内容が事業主体だけの利益でなくコミュニティ（地域）の利益になること。
- (3) 立ち上がり後も継続して実施される見込みのある事業であること。
- (4) 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること、又は、許可等を得る見込みがあること。
- (5) 宗教活動や政治活動に該当する者又はそれらに付随したものでないこと。
- (6) 公序良俗に反する行為や違法な行為に該当する者又はそれらに付随したものでないこと。

(交付の対象経費及び補助率等)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表1のとおり

りとする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条の補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

提出書類	様式	提出期限
総括事業計画書	別記第1号様式	別途知事が指定する日
経費配分書	別記第2号様式	
経費の積算根拠となる書類の写し		

2 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した和歌山県商店街のコミュニティ機能強化支援事業費補助金交付決定前着手届（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

3 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により申請書を受領したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行う。

2 知事は、前項に規定する交付決定に当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は前条第3項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付条件)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更（当該事業費の額の20%以下の増減を除く。）しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管

理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(5) 補助金の交付を受けた年度終了後5年間、補助対象事業の進捗状況について報告すること。

(変更の承認)

第8条 前条第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、和歌山県商店街のコミュニティ機能強化支援事業費補助金に係る内容(経費の配分)変更承認申請書(別記第4号様式)を、同号ウの規定により知事の承認を受けようとする場合には和歌山県商店街のコミュニティ機能強化支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第9条 補助金の変更交付を申請しようとする場合には、和歌山県商店街のコミュニティ機能強化支援事業費補助金変更交付申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告書)

第10条 補助事業者は、規則第11条に規定する補助事業の遂行状況報告について、次のとおり提出しなければならない。

提出書類	様式	提出期限
和歌山県商店街のコミュニティ機能強化支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書	別記第7号様式	別途知事が指定する日

2 知事は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第11条 規則第13条の補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

提出書類	様式	提出期限
総括事業実績報告書	別記第8号様式	別途知事が指定する日
経費配分書	別記第9号様式	
経費の支出根拠となる書類の写し		

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、取得財産等管理台帳(別記第10号様式)を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

2 規則第20条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 3 規則第20条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。
- 4 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分をしようとするときは、あらかじめ補助事業取得財産等処分承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 前項の処分を行うことにより収入があるときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（別記第12号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。
（和歌山県商店街活性化モデル創出支援事業費補助金交付要綱の廃止）
- 2 和歌山県商店街活性化モデル創出支援事業費補助金交付要綱（平成19年制定）は、廃止する。

事業シート

事務事業名	雇用対策等事業
-------	---------

位置づけ	所 管	まちづくり	局	まちおこし	部	産業企画	課	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	市民と地域がつくる元気なまち	政策	地域産業の振興			
	根拠法令及び個別計画	施策	雇用の安定と労働環境の向上	取組	重点	就業機会の拡充と就業支援の充実		
	3つの磨き	市民力	基盤力	観光力				
	関連課・関連事業	市民生活課(市民生活相談センター)						
	事業実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】						

事業概要	事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
		市民	適正で安心な労働環境を実現する。		
事業の内容	(1)労働相談業務 就職活動や職業生活を送るうえでの悩みなど、労働相談員が労働に関する様々な相談に応じ、解決に向けてサポートする。別紙参照 (2)各種雇用促進団体等への負担金事務 雇用の拡大や福祉向上を目指す団体に事業経費の一部を負担する。				

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			
	24年度当初予算	860					860	5,961	6,821	常勤 0.37 非常勤 1.34
	23年度決算	860					860	5,961	6,821	常勤 0.36 非常勤 1.34
	22年度決算	910					910	4,426	5,336	常勤 0.22 非常勤 1.16
24年度当初予算主な内訳(千円)	○労働相談 (1)報酬 2,016千円 (2)共済費 125千円 (3)費用弁償 332千円 ○負担金 (1)企業情報誌発刊負担金610千円 (2)全国シルバー人材センター協会負担金 50千円 (3)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金 50千円 (4)和歌山県シルバー人材センター連合会負担金 150千円									

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		広報活動数	回	目標	3	7	7	7	7	前年度の実績数
				実績	3	6	6			
	長期総合計画		達成率	100.00%	85.71%	85.71%				
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
				目標						前年度の実績数 (23年度から実施時間を延長)
実績										
長期総合計画		達成率								

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		労働相談件数	件	目標	100	100	200	200	200	前年度の実績数 (23年度から実施時間を延長)
				実績	92	155	315			
	長期総合計画		達成率	92.00%	155.00%	157.50%				
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
				目標						前年度の実績数 (23年度から実施時間を延長)
実績										
長期総合計画		達成率								

他都市の状況

比較参考値
(中核市の状況、国等の基準との比較等)

近隣中核市の状況(労働相談)

都市名	実施日(時間)	H23年度相談件数	H24年度事業費(円)
大津市	毎週水曜・木曜 (13:00~16:00)	94	2,297,000
豊中市	毎週月・水・金曜 (10:00~16:00)	204	1,924,000
高槻市	第1,3,5火曜・木曜 (13:00~17:00) 第2,4火曜日 (16:00~20:00)	146	1,330,000
東大阪市	月曜~金曜日 (9:00~16:00)	183	3,123,000
姫路市	月曜~金曜日 (9:15~16:00)	147	人事課予算のため労働政策課不明
西宮市	毎週月・火・木・金曜 (9:00~17:30)	299	4,054,000
奈良市	未実施	-	-
和歌山市	月曜~金曜日 (9:00~17:00)	315	2,473,000

未実施都市の有無

有
・
無

事業の点検

<p>妥当性評価(事業ニーズはあるか)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している</p>	<p>妥当性評価(事業手段は妥当か)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p>
<p>妥当性評価(官民の役割は妥当か)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている</p>	<p>有効性評価(更に効果が期待できるか)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない</p>
<p>効率性評価(事業費を抑制できるか)</p> <p><input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない</p>	<p>効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である</p>

<p>廃止又は休止した場合の影響</p>	<p>景気が低迷する中、職場でのトラブルや問題は、今後ますます増加すると見込まれます。また、専門機関である労働局やハローワークから取り次ぐケースもあることから、市民にとって身近な場所で、じっくり悩みや不安な気持ちを相談できる場を提供する本事業の役割は大きいものと考えます。</p>
----------------------	--

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	<p>A 事業内容の拡充 B 計画どおり事業を進めることが妥当 C 事業手法の効率化 D 成果引上げに向けた改善 E 事業内容の縮小 F 廃止・終了</p>	B	D

<p>見直し・改善(案)</p> <p>※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要</p>	
---	--

<p>行政評価委員会意見</p>	<p>●「適正で安心な労働環境を実現する」という事業目的に対し、当該事業の成果がよく見えてこないため、その検証が必要。 ●国や県などの他の相談機関との役割を更に明確にしたうえで、今後の事業展開のあり方を検討していくべき。</p>
------------------	--

労働相談業務

1 内 容

就職活動や職業生活を送るうえでの悩み等、労働相談員が労働に関する相談に応じる。

2 体 制 労働相談員（非常勤職員1名）

3 開設時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（平成21年7月開設）

4 現 状

相談内容は、「契約の雇い止め」や「未払い賃金の問題」といった労使間でのトラブルや「働きたいが体力的な不安から継続できない」、「職場の人間関係の問題」など職業生活に関わるさまざまな問題や悩みなど多岐にわたります。相談件数が年々増加している中、悩みを抱えたまま、どこで相談できるのかが分からず辛い日々を送っている市民の方も大勢います。市ではハローワークのように職業を紹介することはできず、職業訓練や給付金の制度を持っていませんので、その場での解決はむずかしいのが実情です。

そこで、相談に来られた方一人ひとりの悩みにじっくり耳を傾け、解決方法を一緒に考え、内容に応じて適切な専門機関を紹介するなど迅速な対応に努めています。

5 相談件数（平成23年度）

315件（来庁相談200件、電話相談115件）

6 相談者数（平成23年度）

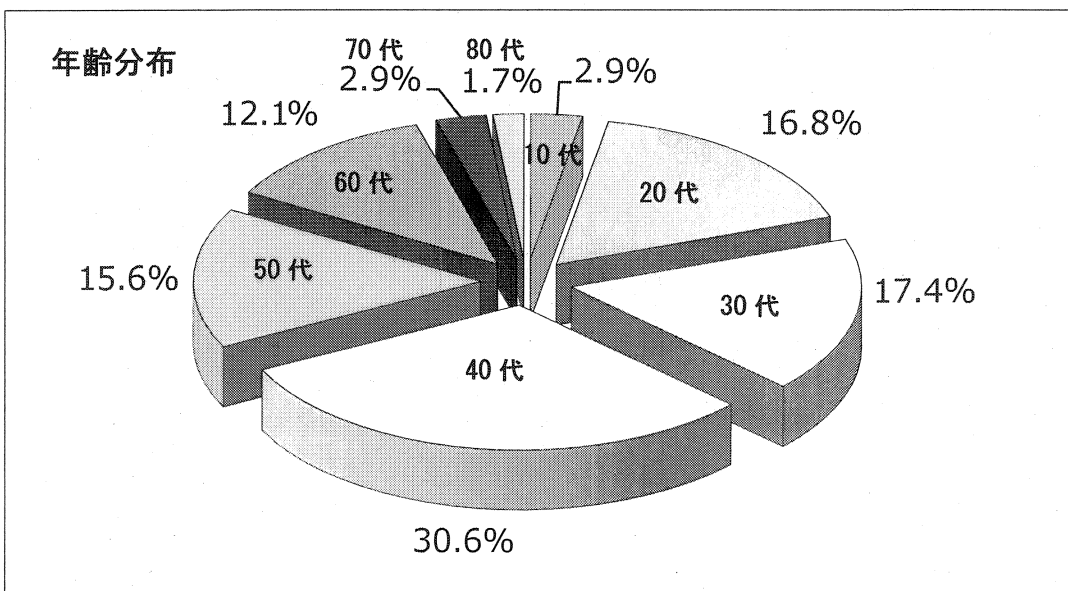
349人（来庁相談234人、電話相談115人）

7 性 別（平成23年度）

349人のうち男性35.8%、女性64.2%

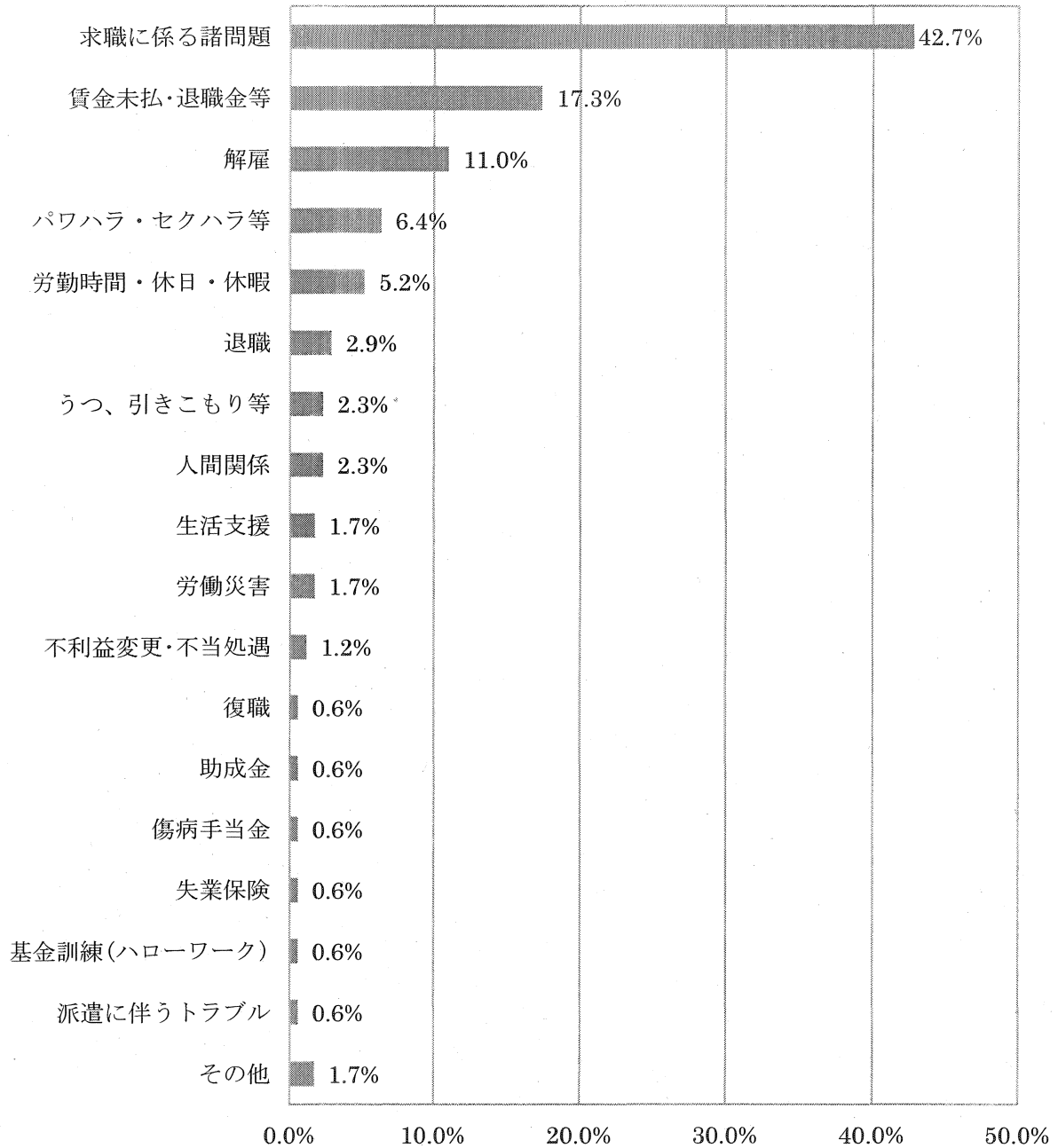
8 年齢分布（平成23年度）

年齢分布では10代から80代にわたるが、30代から40代の相談者が多く、全体の48%を占めている。



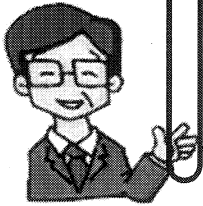
複雑・多様化する労働相談の内容

賃金未払や解雇など生活に影響を及ぼす深刻な労働やメンタル面での相談が増加しており、相談体制の充実や関係機関との連携強化がこれからの課題です。



(平成 23 年度労働相談項目)

和歌山市からのお知らせ



労働相談のお知らせ

【要予約・相談無料】

一人で悩まないで、一緒に考えましょう

就職活動や職業生活を送る上で、悩みや迷いはだれにもあります。一人で悩むのは苦しいものです。

- どこで聞けばいいのか？
- 問い合わせの仕方が分からない？



など、みなさんの不安や疑問があれば お気軽に市役所にお越しください。

- 一緒に考えましょう！

ただし、職業のあっせんはできませんので、ハローワークにてお願いします。

相談内容は、秘密厳守で他に漏れることはありません。

例えば、

☆就職活動での悩み

- ・やりたいことが見つからない。自分に向けた仕事が見つからない。
- ・筆記試験は通るのに面接で落ちてしまう、どうしたらいいか。
- ・子供が職に就かないでぶらぶらしており心配。

☆職業生活での悩み

- ・職場で、人間関係の悩みやストレスがある。
- ・パワハラ(上司から言動によるイジメ)や、職場でのイジメ。
- ・賃金をもらえないでいる、時間外賃金の計算に疑問がある。
- ・年次有給休暇制度はないと言われていた。
- ・退職を強要されている。理由が分からず解雇された。
- ・仕事を辞めたくて迷っている、アドバイスが欲しい。
- ・離職し生活が苦しくなった、何か支援はないか。

- **利用時間** 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで
(土・日、祝日及び年末年始を除く)
電話でのご相談も受け付けております。
- **相談方法** 窓口で相談を希望される方は、電話にて予約状況を確認の上、お越しください。
- **場 所** 和歌山市役所 本庁10階 産業企画課
- **お問合せ** 電話 073-435-1040 (直通)

事業シート

事務事業名	新エネルギー推進事業(太陽光発電、低公害車)
-------	------------------------

位置づけ	所 管	市民環境	局	環境事業	部	環境政策	課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	自然環境と都市基盤が調和した快適なまち		政策	自然環境・資源循環型社会の形成	
	根拠法令及び個別計画	施策	地球環境の保全		取組	重点	エネルギーの有効活用の促進 ○
	3つの磨き	市民力		基盤力		観光力	
	関連課・関連事業	長期総合計画(地球環境の保全)・環境基本計画(地球温暖化の推進)・地球温暖化対策地域推進計画・地球温暖化防止実行計画					
事業実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】						

事業概要	事業期間	開始年度	低公害車H16～・太陽光H21.8～	終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
	事業の内容	温室効果ガス	削減し、地球温暖化防止を図る。		
クリーンかつ持続可能なエネルギーである新エネルギー推進を積極的に取り組むとともに、広く市民・事業者に普及啓発を図る。低公害車や太陽光発電設備の率先導入。また、市民に対する普及啓発と導入支援。 低公害車優待制度・・・市営4駐車場の駐車料金を1時間分優待(けやき地下は1.5時間)、定期駐車料金は30%優待(電気・ハイブリッド・天然ガス・メタノール・プラグインハイブリッド)。 太陽光発電・・・住宅用太陽光発電を設置後、最大12ヶ月間の売電量に対し1kWhあたり20円換算でナイスカードを交付(上限7万円)。					

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			常勤	非常勤
	24年度当初予算	49,380					49,380	10,034	59,414	1.25	0.22
	23年度決算	51,488					51,488	12,058	63,546	1.48	0.36
22年度決算	27,607					27,607	11,649	39,256	1.52	0.09	

24年度当初予算 太陽光発電補助 45,688千円(新規13,311千円・2年目32,377千円) 低公害車優待1,963千円
 電気自動車リース743千円 充電設備工事493千円

活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
	低公害車優待証発行件数	件/年度	目標	220	230	325	341	358	358	過去の実績から目標値を設定していたが、エコカー補助金や車両価格の低下により22年度に目標値を大幅に達成したため23年度に目標値を見直す。毎年5%増
			実績	226	310	333				
	長期総合計画 ○	達成率	102.73%	134.78%	102.46%					
指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠		
太陽光補助制度登録件数	件/年度	目標	166	500	625	781	976	3,048	過去の実績から前年度比25%増を見込む	
		実績	151	566	762					
		長期総合計画 ○	達成率	90.96%	113.20%	121.92%				

成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
	温室効果ガス排出量の削減率(市の事務及び事業)	削減率	目標	2%削減	3%削減	4%削減	5%削減	6%削減	H19年度実績比	和歌山市地球温暖化防止実行計画
			実績	11.1%削減	3.4%削減	2.2%削減				
			長期総合計画 ○	達成率	555.0%	113.3%	55.0%			
指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠		
温室効果ガス排出量の削減率(地域の部門別二酸化炭素排出量)民生部門	削減率	目標	2%削減	3%削減	4%削減	5%削減	6%削減	H2年度実績比	和歌山市地球温暖化地域推進計画(実績については、3年遅れのため未記載)	
		実績								
		長期総合計画 ○	達成率							

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	太陽光発電については、国・県・中核市(約40市)において設置に係る補助金となっており、当市と同様の売電量に対する補助は現在無し。補助の平均上限額は9.6万円となっている。低公害車優待制度については、横浜市と鹿児島市が区役所・文化ホール・図書館等の利用者に対し無料。	未実施都市の有無
			(有) ・ 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)	妥当性評価(事業手段は妥当か)
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	<input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)	有効性評価(更に効果が期待できるか)
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか)	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)
	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である

廃止又は休止した場合の影響	地球温暖化防止のため温室効果ガス削減を実行する京都議定書や和歌山市長期総合計画及び和歌山市の関連計画にて重点項目の一つである「新エネルギー導入の推進」と相反し、環境保全活動が後退する。また、優待制度により低公害車購入及び定期駐車申込に至った市民も少なからず存在するため、市民からの反発と駐車場特別会計の収入減が考えられる。
---------------	---

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	A 事業内容の拡充	B	C
	B 計画どおり事業を進めることが妥当		
	C 事業手法の効率化		
	D 成果引上げに向けた改善		
	E 事業内容の縮小		
	F 廃止・終了		

見直し・改善(案)	
※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要	

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的に新エネルギーを推進していくため、積極的に公共施設の屋上等を活用し、民間事業者に場所を貸与することも検討していくべき。 ●国の補助制度を活用した事業展開に努めるべき。
-----------	--

低公害車市営駐車場優待制度

平成16年度から事業開始。

低公害車：天然ガス自動車、電気自動車、マニュアル車、ハイブリット車、プラグインハイブリット車（PHVはH24～）

対象駐車場：市営本町地下駐車場（平成22年度まで）、市営中央駐車場、市営城北公園地下駐車場
市営けやき大通り地下駐車場、市営大新地下駐車場（平成18年6月1日から）

◇平成23年度

登録件数：333件（個人：286件、企業等：47件）

主な車種名：プリウス261、エスティマ9件、インサト11件、シビック9件、レクサス19件、リーフ3件、他21件

利用件数：一時利用分 2,838件（月平均利用件数約236件、日平均利用件数約7.8件）

定期駐車分 年度末現在 20台

利用金額：一時利用分 732,600円、定期駐車分 902,100円

計 1,634,700円（駐車場管理事業特別会計繰出金へ振替）

◇平成24年度 5月末時点

登録件数：337件（個人：297件、企業等：40件）

利用件数：一時利用分 473件（月平均利用件数約237件、日平均利用件数約7.9件）

定期駐車分 16台（5月末現在）

住宅用太陽光発電システム導入促進事業

平成21年8月から事業開始。

自ら居住する住宅に、太陽光発電システムを設置し、新たに電力需給契約を締結した市民に対し、需給開始から最大12カ月間の売電量に応じて補助。

平成23年度まで：1kWhあたり25円に換算し、上限10万円を補助

平成24年度から：1kWhあたり20円に換算し、上限7万円分の商品券を交付

登録申請者数、総出力及び補助決算額

年度	登録申請者数	設置総出力	補助金決算額
平成21年度	151件	562kW	1,305,300円
平成22年度	566件	2,146kW	26,136,650円
平成23年度	762件	3,050kW	49,787,303円

事業シート

事務事業名	資源ごみリサイクル事業
-------	-------------

位置づけ	所管	市民環境	局	環境事業	部	一般廃棄物	課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	自然環境と都市基盤が調和した快適なまち		政策	自然環境・資源循環型社会の形成	
	根拠法令及び個別計画	施策	循環型社会の形成		取組	重点	3Rの推進
	3つの磨き	市民力	○	基盤力		観光力	
	関連課・関連事業	南事務所、北事務所、西事務所					
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業期間	開始年度	平成9年度	終了年度	
事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
	市民	廃棄物から再資源化できる物を分別し、ごみの減量化を進め、循環型社会の形成を目指すとともに、環境に配慮した市民生活の定着を目的とする。		
事業の内容	市民が自らに再生可能な資源物として、かん、びん、ペットボトル、紙・布及びプラスチック製容器包装を分別していただき、市が収集する。限りある資源物の再生利用を行い製品化することで、循環型社会の形成を目指し、環境負荷が軽減し、3R(リユース・リデュース・リサイクル)の推進等、廃棄物行政全体でごみ減量化の推進を行う事業			

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			常勤	非常勤
	24年度当初予算	139,023				4,500	134,523	6,378	145,401	0.84	
	23年度決算	122,722				40,326	82,396	6,378	129,100	0.84	
	22年度決算	122,124				12,138	109,985	6,779	128,903	0.9	
24年度当初予算 主な内訳(千円)	資源物の再生処理手数料 137,700千円										

活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
	ごみ減量化等啓発(リリクル通信発行)	回	目標			3	3	3	年3回の発行	ごみの減量化(資源物の分別を含め)は市民の意識の向上が重要であるため、廃棄物広報誌「リリクル通信」(23年度から)の発行等を活動指標としている。
			実績			3				
			達成率			100.00%				
	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
	ごみ減量化等啓発(出前講座開催)	回	目標	50	50	100	100	100		上記と同じ目的で実施する幼稚園、保育所、小学校等を対象とした出前講座等の啓発を活動指標とした。
実績			76	86	113					
達成率			152.00%	172.00%	113.00%					

成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
	一般廃棄物のリサイクル率	%	目標	12.37	15.54	15.97	11.30	12.20	20.00(H32)	23年度までの目標値は、平成19年度策定の「ごみ処理基本計画」を基に設定していたが、23年度に見直し「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、32年度までの推計を基にリサイクル率の設定を行っている。
			実績	9.58	9.70	9.19				
			達成率	77.45%	62.42%	57.55%				
	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
	長期総合計画	○	目標							
実績										
達成率										

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	リサイクル率(平成22年度 中核市41市) 中核市平均 19.5% 最高 倉敷市 47.8% 最下位 奈良市 8.3% 本市の順位 9.7%(40位)	未実施都市の有無
			有 . 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)		妥当性評価(事業手段は妥当か)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している		<input type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)		有効性評価(更に効果が期待できるか)	
	<input type="checkbox"/> 市が行うべき <input checked="" type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている		<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない	
	効率性評価(事業費を抑制できるか)		効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)	
	<input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input type="checkbox"/> できない		<input checked="" type="checkbox"/> 見直しが必要 <input type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である	

廃止又は休止した場合の影響	廃止等することは、資源を無駄に処理してしまうことになり、環境に対する意識が高まっている中で、ごみの減量化等、環境負荷の軽減が求められている。これを推進する上で、分別は重要であるため、廃止等は検討していない。
---------------	---

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	A 事業内容の拡充	D	D
	B 計画どおり事業を進めることが妥当		
	C 事業手法の効率化		
	D 成果引上げに向けた改善		
	E 事業内容の縮小		
	F 廃止・終了		

見直し・改善(案) ※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要	平成23年度に「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成32年度目標として対22年度比ごみ量の約30%の減量を目指すこととし、これを基に、様々な施策に取り組みを行うこととしている。 資源物のリサイクルを含め、ごみの減量化は、市民一人ひとりの意識が大切であり、地道に啓発活動を行い、ごみ減量に繋げることが必要である。 ごみ減量化へ向けた事業の一環として、資源物収集を市民団体で取り組んでいただく資源集団回収の推進等やキャラクター「リリクル」を用いた幼稚園、保育所、小学校等を対象とした出前講座を行い、小さいときからリサイクルを理解していただく活動の強化を行う。 リサイクル率は伸び悩んでいるが、啓発を進め分別の推進を行い、ごみ量の減量化とともにリサイクル率の向上を目指す。
--------------------------------------	---

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ●担当課が考えるとおりに、見直し改善を進めていただきたい。 ●資源ごみリサイクルに対する意識を高めるため、企業向けや家庭向けのアプローチを行うなど、更に広報活動、啓発活動の充実を図る必要がある。 ●地域集団回収制度に対する認知度はかなり低いように思われるため、認知度向上に向けた更なる工夫が必要。
-----------	--

事業シート (財源資料)
 事務事業名 資源ごみリサイクル事業

(特定財源内訳)

	その他特財	内訳	金額(千円)	数量(トン)
24年度当初	4,500	かん売払い代金	1,200	1,000.00
		ペットボトル売払い代金	3,300	1,100.00
23年度決算	40,326	かん売払い代金	1,478	1,231.44
		再商品合理化拠出金収入	38,848	2,699.16
22年度決算	12,138	かん売払い代金	1,415	1,179.00
		再商品合理化拠出金収入	10,723	2,766.76

※再商品合理化拠出金収入とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第10条の2により、自治体が容器包装リサイクル協会へ前年度に引き渡した分別基準適合品が再商品化され、容器包装リサイクル協会でその再商品化に係る予定額を下回った場合に、その差額の一部を自治体に配分する制度により支払われる収入である。配分の有無及び額の確定等は翌年度(7月)となるため、当初予算の計上は出来ないため、平成24年度当初も予算計上はしていない。

本市では、プラスチック製容器包装(廃プラ)をその対象としている。

事業シート

事務事業名	緊急発掘調査事業(埋蔵文化財発掘調査など)
-------	-----------------------

位置づけ	所 管	教育委員会事務局	生涯学習	部	文化振興	課	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	子どもが輝き、文化が薫る教育のまち	政策	文化・スポーツの振興		
		施策	文化遺産の保護・継承	取組	重点	文化遺産の保護・継承	
	根拠法令及び個別計画	文化財保護法第93条・第94条					
	3つの磨き	市民力		基盤力		観光力	
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業概要	事業期間	開始年度		終了年度		
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)			
		開発事業者	遺跡内での土木工事計画に対処して、遺跡の確認や発掘調査を行う。文化財保護事業を専門団体に委託する。			
事業の内容	埋蔵文化財包蔵地の確認 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査 専門団体に委託し、発掘調査を行なう。 埋蔵文化財資料管理 大谷古墳管理 四ヶ郷一里塚管理など					

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳)					人件費(千円)	年間経費(千円)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			常勤	非常勤
	24年度当初予算	136,960	8,000	400			128,560	10,240	147,200	1.36	
	23年度決算	49,110	5,922	180			43,008	10,240	59,350	1.36	
22年度決算	35,927	3,704	130			32,093	6,936	39,029	0.92		

24年度当初予算主な内訳(千円) 文化財発掘調査委託料66,576、文化財保護事業委託料53,437、緊急発掘調査事業委託料12,999、埋蔵文化財維持補修委託料1,802、印刷製本費1,000

活動指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	届出・通知	件	目標	150	160	170	160			前年度の実績
			実績	158	187	155				
			達成率	105.33%	116.88%	91.18%				
	長期総合計画									
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
立会調査	回	目標	60	60	60	60			前年度の実績	
		実績	75	65	50					
		達成率	125.00%	108.33%	83.33%					
長期総合計画										

成果指標	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	確認調査	回	目標	40	40	40	40			前年度の実績
			実績	43	25	37				
			達成率	107.50%	62.50%	92.50%				
	長期総合計画									
	指標名	単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
発掘調査件数	件	目標	10	10	10	20			前年度の実績	
		実績	8	12	20					
		達成率	80.00%	120.00%	200.00%					
長期総合計画										

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	別紙のとおり	未実施都市の有無
			有 ・ 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)		妥当性評価(事業手段は妥当か)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している		<input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)		有効性評価(更に効果が期待できるか)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている		<input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない	
	効率性評価(事業費を抑制できるか)		効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)	
	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない		<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input type="checkbox"/> 負担は求められない <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	

廃止又は休止した場合の影響	法律(文化財保護法第93・94条)により、遺跡内で宅地造成・住宅建設などの土木工事をする場合、届出・通知が義務付けられている。工事内容により、国から権限委任を受けた県教育委員会より対応(発掘、立会調査、慎重工事)が指示される。廃止・休止した場合、各種の建設工事が実施できなくなるため、廃止・休止することはできない。
---------------	---

	評価区分	担当課評価	行政評価委員会
方向性	A 事業内容の拡充	A	A
	B 計画どおり事業を進めることが妥当		
	C 事業手法の効率化		
	D 成果引上げに向けた改善		
	E 事業内容の縮小		
	F 廃止・終了		

見直し・改善(案) ※担当課評価が「B」又は「F」の場合は記載不要	文化財班は、埋蔵文化財の発掘調査など緊急発掘調査事業を主としています。班長を含めた班員4人が埋蔵文化財の発掘調査員(学芸員)で、全員で発掘調査にあたっている。建築の届出や立会・確認調査の件数はほぼ一定しているが、発掘面積が広い大規模開発が増えたことと、東日本大震災以降、耐震設計による地盤改良件数が増加したため本発掘調査件数が増えている上、今年度から市道松島本渡線の発掘調査、小中一貫校建設に先立つ城北小学校の発掘調査などが加わり、仕事量が增大しているため、学芸員の増員が必要である。
--------------------------------------	--

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ●事業を進めるうえでの人員不足は理解できるが、増員した場合にどれだけ事業効果が上がるのかを具体的に示す説明責任があり、増員する場合も、都市計画に関係する事業課と連携しながら、発掘調査箇所数の適正な予想値を算出することが必要。 ●人の増員を行う前に、効率的でかつ時間を短縮しての事業のあり方について十分検討すべきであり、また、学芸員の補助者として有資格者以外の方を非常勤で雇用するなどして、学芸員を育てるという方法も検討すべき。
-----------	--